

竹原市民生産業委員会

平成28年2月25日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第 4号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案
- 2 議案第 5号 竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案
- 3 議案第 6号 竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案
- 4 議案第15号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第16号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第18号 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 議案第20号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 8 議案第21号 平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 9 議案第22号 平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(その他議案関連報告)

- 1 議案第17号 竹原市一般会計補正予算(第4号)
(産業振興課, 上下水道課, 建設課, 都市整備課)
(市民健康課, まちづくり推進課, 福祉課, 子ども福祉室)

(行政報告)

- 1 平成27年度建設工事執行状況
- 2 竹原市子育て・高齢者・障害者あんしん住宅改修助成事業 交付状況

(その他)

1 閉会中の継続審査（調査）の申出について

(平成28年2月25日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
川 本 円
堀 越 賢 二
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨
福 祉 課 長	平 田 康 宏
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司
上 下 水 道 課 長	木 村 忠 志
市 民 健 康 課 長	森 重 美 紀
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治
子 ど も 福 祉 室 長	井 上 光 由

午前9時55分 開会

委員長（高重洋介君） 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

前回もお願いしましたが、会議を録音しておりますので、発言する際には必ずマイクのスイッチをオンにしてください。また、発言が終わりましたらスイッチをオフにしてください。発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言して頂きますようよろしくお願いを致します。

議事の進行ですが、前回に引き続き付託案件の審査を2回に分け、1回目は詳細にわたる質疑、その後、委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、一括討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願い致します。

さらに、全ての議案審査終了後、所管事務調査等について協議致しますので、委員の皆さんには引き続きよろしくお願い致します。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第1回定例会の民生産業委員会を開会致します。

副市長より発言の申し出がありましたので、それを許可致します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めましておはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、早朝から、またお忙しい中、委員会を開催頂きましてありがとうございます。

本日は、第4号議案から第22号議案、計9議案につきまして御審議頂くことになっております。先立ちまして、まず市民生活部に所掌します案件につきまして御審議頂きますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 本日、本委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括上程致します。

本案の概要について順次執行部の説明を求めます。

議案第6号の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、今回福祉課からは3件の条例案を提案致しております。4枚ものの別紙により御説明をさせていただきます。

まず、1件目でございますが、議案第6号竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案についてでございます。

別紙の2枚目をごらんください。

まず、1の要旨でございますが、本条例につきましては、国の障害者福祉制度充実、本市の障害福祉施策の推進状況を鑑みまして、重度障害者介護手当支給事業を廃止するというものでございます。

2の現行の制度内容等でございますが、1、目的と致しまして重度障害者の援護の充実並びに保護者の精神的、経済的援助、（2）と致しまして対象者、ア、在宅の5歳以上20歳未満の身体障害者手帳1級を所持する自力で起居及び移動が困難な者の保護者、イと致しまして在宅の5歳以上20歳未満の療育手帳④を所持する者の保護者、なお対象となる障害者が施設に入所している時などは支給対象とはならないこととなっております。

（3）支給額でございますが、重度障害、身体障害者手帳1級と療育手帳④をあわせ持つ場合でございますが、こちらが月額3,000円、イと致しまして単一障害、身体障害者手帳1級、療育手帳④のどちらかを持つ場合、こちらが月額2,000円でございます。なお、4番、受給者でございますが、現在この手当の受給者の該当はないとなっております。

3の廃止の理由でございますが、本事業は在宅の重度障害者施策が不十分であった背景の中、国の制度が充実強化されるまでの補完的措置と致しまして県の補助事業として昭和49年に創設、開始され、その後、平成11年度に県の補助事業が廃止されて以降は単市の事業として継続してまいりました。創設当時は障害者に対する在宅福祉施策がほとんどない状況でございましたが、その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行など、障害者施策は目まぐるしく変化をする中、現在では居宅介護及び短期入所をはじめとする障害福祉サービス提供事業者が増加し、低所得者の自己負担分の軽減を図りながら在宅サービスを提供している状況にあります。また、重度障害者の入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図ることを目的とした新たな支援事業の実施を予定している状況を踏まえまして総合的に判断致しまして本事業を廃止するというものでございます。

最後に、4の施行期日でございますが、これは公布の日とするものでございます。

議案第6号につきましては以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明に質疑のある方は挙手にてお願いを致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 総括質問でもしたわけなのですが、ちょっと今数が、対象者と言われたのかもわかりませんが、もう一回そこを聞き漏らしたんで確認をしたいと思いますが。

この条例があって、5歳から20歳未満ということで、それぞれ身体、知的という対象者がおられます。具体的な、もう一回確認を含めてちょっとその対象者の数をお聞きしたいのと、それと支給というのは月額2,000円、3,000円と条例に書いてありますけれども、財源がどのくらいになるんかということも改めて確認しておきたいということと、それで大変気になるのは、総括質問でも私はしましたけれども、この廃止そのものです。

だから、いろいろやっぱり家族でこの在宅でこういう利用者に対する、市の方からはわずかなと思うかもしれないけれども、受け取る側としてはやっぱりいろいろな一つの金額は少ないかもしれないけれども、やっぱりその励みになって社会的に支えてくれる手当みたいな奨励金といいますか、励ますお金になるなという、やっぱり受け取る側としてはそういう大きな励みになると思うんです。ですから、私はこれまでやってきたことを是非やっぱり存続させるべきだという立場なんですけれども、あえてやっぱり廃止するというからは、少なくともこの対象者の方々の介護の負担というものが見える形での軽減というのがないと、私はただいろいろ総合的に判断して、いろいろサービスが拡充されたから総合的に判断されて廃止するんだということでは私はまずいんじゃないか、いけないんじゃないかなと思うんで、気になるのはこの廃止する、激励になっている、それにかわる新サービスはないというふうに昨日確認したんですけども、その点について間違いないのか、サービスはないけれども、総合的に判断したら廃止することになったということ言い切っているのかどうかを確認しておきたいと思います。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず1点目でございますが、先ほど御説明申し上げましたのは、受給者が現在該当がいらっしゃらないということでございます。現行の条例の対象者でございますが、申し上げますと、項目がございまして、その項目にいずれも該当する方が対象となっております。

申し上げますと、市内在住の身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の方、また障害者総合支援法に規定致します障害支援区分4以上の方、また障害者総合支援法に基づきます重度訪問介護のサービスを現に利用または身障手帳の1級かつ両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもので、居宅介護サービスを現に利用していらっしゃる方、またもう一点は、認定調査の項目のコミュニケーションが日常生活に支障がないとされている者以外の方で、入院時において同等以上の方ということをごさいます、かなり対象と致しましては該当する事項が多いということもごさいます。

財政面につきましては、先ほども申し上げましたが、重複障害の方は月額3,000円、単一障害の方は2,000円ということで、平成11年度までは県の補助事業でございましたが、それ以降は単市で行っているというものでごさいます。

もう一点、新たなサービスでございしますが、さきの本会議でも申し上げましたが、新しい事業、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業につきましては、この重度障害者介護手当にかわる制度ではございせんが、冒頭申し上げましたが、これまで昭和49年以降に行っております障害福祉サービスが一定には充実してきたということもごさいます、この時期に今回廃止するというふうに総合的に判断したものでごさいます。

以上でございします。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かに対象者はないということでしたね。ですから、財源的には今影響はないんでしょうけども、例えば廃止するというからには、一つは今後はそういうことが対象者は出てこないだろうと、出てきたとしてもそれにかわるサービスというのか、さっき言ったいろいろな福祉サービスの分が充実してるから、こういった奨励金、介護手当というのか、励ますという意味で奨励金を使っているんだけども、こういう手当ではもう必要ないんじゃないかと、もう対象者は今後も出てこないし、仮に出てきたとしてもそれにかわるようなサービスが提供できているから、もう必要ないんじゃないかというふうに理解していいんですか。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 対象者の関係でございしますが、重度の心身障害児または心身障害者の方はなかなか実態を正確に把握できない面もございします。と申しますのは、こういった方々は、入退院を繰り返していらっしゃる場合が多いということもございします。また、知的障害であります療育手帳に関しましては、障害の等級が年齢とともに変化するこ

とがあるということもございます。例と致しますと、今療育手帳Aの方が④に年齢とともに変わるということもございますし、そういった方が施設入所を常に検討していらっしゃる場合も多いと認識しております。そういった施設入所の決定の場合は広島県が行うため、市ではその入所時期が正確にはわからない面もございます。そうは申しましても、この手当の制度につきましてはホームページ等で一定の周知は図っております。そういった意味で申請主義ということもございますが、現在は受給者がいないという状況でございます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと部長に聞くけれども、さっき私が言うたのは、この廃止してもこれ対象者はもういないよとか、それで仮にそういう申請であったとしても、かわるようなサービスが提供できているから、もうこの必要性がなくなったというんならもういいんですよ。しかし、そうじゃなくて、実態もなかなかつかめない。こういう対象者もないとは明確に言われないわけですからね、いろんな変化で起こり得るわけですから。ですから、今ゼロの分で関係ない、予算もなっていない、もし仮に出た場合に備えとして置くこと自体が何で経費の無駄になるとか、そういうことはないでしょう。そこをちょっと聞かせてください。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 一昨日も御説明を少しさせて頂きましたけれども、障害者総合支援法の成立というものは非常に大きな効果があったという認識をしております。福祉サービスに関わりましては、介護給付でありますとか、訓練等の給付または新年度から新たに事業開始をする地域生活支援事業など、様々な事業として拡充をされてきた。事業として拡充されてきたということは、いわゆる対象者の受益というものも膨らんでいるというふうに認識しております。総額で言いますと、障害者政策に関わる経費というのは、ここもう七、八年でおそらく1.5倍ぐらいに経費としては膨らんでいるというふうに認識をしております。ただ具体対象者につきましては、これはあくまでも要件がいわゆる漏れなく救うためにといたしますか、そういうことを昭和49年当時、まだ制度そのものが充足されてない中で成立された背景と今を比べますと、やはり相当程度の大きな拡充というものがあるというふうに認識をしております。

それと、平成11年に広島県はこの制度を廃止しておりますが、その前後でやはり1つ

は、例えば年金の額の相当程度の増額とか、そういうふうないろんな拡充政策がある中で広島県もこの制度の廃止に至っていると。一昨日も説明したとおり、その後も障害者総合支援法という大きな障害者に関わる支援政策の変更またその事業の拡充というものがある中で今回我々は総合的に判断しているということでございますので、その点は支援が全く変わっていない中でこの事業を廃止するという概念ではございませんので、その点は御理解を頂きたいということでございます。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） では、ないようでしたら、引き続き議案第15号と議案第16号を一括で説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、続きまして2件目の議案第15号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

別紙の3枚目の用紙をごらんください。

まず、1の要旨でございますが、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されまして、指定地域密着型サービスの事業の実施に係る基準が改められたことに伴いまして必要な規定の整備をするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、裏面をごらん頂きたいと思います。

4のその他の項目でございます。今回の改正の経緯等を記載致しております。図に示しておりますが、平成26年6月25日に公布されました地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法によりまして、定員18人以下の通所介護サービスにつきましては、平成28年4月1日から地域密着型サービスの一類型と致しまして新設されます地域密着型通所介護に移行されるものでございます。

この図にありますように、現行が左側でございます。見直し後が右側ということでございまして、そのうち小規模型と記されておりますものが、矢印が3本伸びておりますが、そのようになっておりまして、そのちょうど真ん中側が地域密着型通所介護ということでございまして、こちらが利用定員18人以下ということでございまして、現在は都道府県が指定になっておりますが、地域密着型サービスへの移行ということで市町村が指定する事業となるものでございます。

図の後段でございますが、地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準につきましては、市町村の条例で定めることとされておりますことから、既に他の地域密着型サービスに係る基準を定めております今回の条例の一部を改正致しまして、地域密着型通所介護に係る基準を新たに追加するというものでございます。

この新たに追加する基準の内容につきましては、省令で定める基準に従い定めることとされておりますことから、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定致します地域密着型通所介護に係る基準と同様の基準を条例において規定するというものでございます。

恐れ入りますが、また表面にお戻り頂きまして、2の改正の内容でございます。

(1)の地域密着型通所介護に係る基準の追加でございますが、基準の内容につきましては、従前の通所介護サービスに係る基準とほぼ同様の内容となっております。追加する基準のうち、従前の通所介護サービスに係る基準からの主な変更点と致しまして、地域との連携と致しまして、指定地域密着型通所介護事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成されます運営推進会議を設置致しまして、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対しまして活動状況を報告し評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとするものでございます。

次に、(2)の認知症対応型通所介護に係る基準の改正でございますが、こちらの認知症対応型通所介護につきましても、先ほどの(1)と同様にその事業者に対する運営推進会議の設置を義務づけまして、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対しまして活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとするものであります。

最後に、3の施行期日でございますが、平成28年4月1日とするものでございます。

議案第15号につきましては以上でございます。

では引き続きまして、議案第16号でございます。

議案第16号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

別紙の4枚目でございます。

まず、1の要旨でございますが、先ほどの議案第15号の説明でも申し上げましたが、地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営に関する基準につきましては、市町村の条

例で定めることとされておりますことから、その内容につきましては厚生労働省令で定める基準を参酌し定めることとされております。

本年2月5日に当該省令の一部が改正されまして、介護予防認知症対応型通所介護に係る基準が見直されたことに伴いまして、省令と同様の基準に改めるというものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、こちら先ほど御説明致しました議案第15号と同様、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対しまして運営推進会議の設置を義務づけ、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとするものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、同様に平成28年4月1日とするものでございます。

議案第16号につきましては以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明に質疑のある方は挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） この議案第15号、議案第16号ということで、市が指定する介護サービス云々ということで、市の役割といたしますか、責任といたしますか、より大きな位置付けになっているというふうに私は思っています。

それで、一つの確認は、議案第15号の説明の分で、平成26年6月の医療介護総合確保推進法、この法律に基づいてという説明がありました。この法律というのは、今まで介護の要支援1、2の保険サービス、給付サービスを今度は自治体に委ねるというふうな主な内容だったというふうに私は理解しております。ですから一つの確認は、この法律に基づくということですから、新たな総合事業を自治体の責任でやりなさいよと。要するに介護保険の給付サービスから外れて要支援1、2の総合事業サービス、そういったことの中の基準になるのかどうかという確認をまずちょっとしておきたいと。そうでなかったら、そうでないというふうに答えて頂きたいというふうに思いますので、この新総合事業に基づく、今竹原市の規定を提案されているのかなという確認が一つです。

それと、あと具体的な配置基準についてでありますけれども、これは議案の中にありますような、1つ、全部聞くわけにいきませんから、人員の配置についてちょっとお尋ねしておきたいというふうに思いますけれども、これは68ページにありますけれども、60

条の3，従業員の数について述べておりますけれども，私はここの中の（3）の介護職員
の分で具体的にちょっとお尋ねしておきたいと思います。

ここではいろんなサービスに関わって人の配置を定めております。いわゆる通所介護利
用者の数が15人までの場合は，事業者の数は15人と人の数で書いてあるんですが，あ
とは介護するに当たっては，1以上というのは1人とか書いてないから，ちょっと気にな
っているんですが，要するに15人以上の場合は介護職員を1人以上つけなさいよとい
うことの理解かなというふうにちょっと思いますけれども。この15人までという利用者の
人に対して介護職員の数が1人という言い方じゃなくて1ですよ。1以上という言い方
が私はちょっと気になるんですけれども。これは私，15人までは1人以上という意味で
理解するんですが，その1と書いてある正確な中身，ちょっとどういうことかなという
ことが1つと，それとあと，同じ15人の利用者，15人以上もありますけれども，15
人の利用者についてもそれぞれ介護度が違いますよね，要支援1から要介護5までの7段
階ありますから，そういうそのそれぞれのサービスが違っているのに，人数で一くくり
で，例えば15人までは1以上，介護職員が。しかし，これでは現実に要介護5とか4と
か3とか，そういう人と要支援1と2とは，明らかに人手といいますか，サービスを提供
するための人のやっぱり数がないと，動けない人を15人見ると，ちょっと率直な言い
方が，要介護5の人を15人見ると，要支援1の15人見ると，わかりやすい例です
けれども，明らかに人手が違うというのは誰が考えてもわかることです。

ですから，そういう場合の15人以上の場合の1と，人と書いてないのが気になります
けれども，あえてそこを1人以上というふうに読んだ場合，そういうに読んだ場合でも明
らかに利用者の介護度が違うのに，サービスのこの1以上という決め方でいいのかなと，
これはやっぱり適切なサービス，量と質ができないんじゃないかなということについて，
ちょっとそうじゃないよと，15人の中でも1以上，サービスの要介護3，4，5が何人
増えたら1と書いてあるのが2，3，4になりますよというふうに具体的な基準が設けら
れるのかどうかを含めてお聞きしたいと。

それから，その1人という，人をあえてつけたいんですけども，雇用形態の問題です。
雇用形態の問題でも，同じ介護者の雇用形でも正規職員と非正規職員，パート，いろんな
やっぱり1時間でいいから1時間でいいですよとか，ちょっと極端な言い方かも知らな
いけど，そういったパートのいろんな雇用形態があると思うんです。ですから，極端な言
い方になるんか知らないが，15人の中の1と書いてあるから，非正規の1でも対応でき

ないことはない、そういうことは無理ですよ、誰が考えてもね。そういった面から見たら、市が本当に指定する、責任持つ介護サービスができるのかなということのこの雇用形態の問題は正規職員が1人、2人、3人、またはそれに準ずるようなフルタイムのパートとかというようなことも明記しないと、安定した質のサービスができないというふうに思うんで、そこはやっぱり雇用形態についても記入する必要があるんじゃないか、明記する必要があるんじゃないかなと思います。

それから、3点目は60条の7です。これはちょっと全部は聞きにくいから、一つの例で、これは72ページにあります。利用料金等の受領ということで60条の7が5項目について明記されております。

それで、1つは第60条の7の第1項の指定代理受領サービスに該当するしないというのがちょっと書いてあって、該当するしない、これは介護サービスのことだと思うんですけども、ちょっとこの意味を、受領サービスに該当するしない、これ介護サービスのことだと思うんで、それはどういうことなんかなということが1つと、これ1項、2項です。

3項目めには、介護サービス費用の基準額との差が不合理な差が生じないようにしなければならない。ここの意味がちょっとわかりにくいです。だから、従来の介護費給付じゃったら、いろんなやっぱり時間、介護資格もあつた人といいますか、それがやっぱりホームヘルプじゃったら、そういうサービスを提供するということになっておりますけども、何でここは一々こういうことを書かなくていけないような第3項になっているのかなと。介護サービス費用基準額との差、間に不合理が生じないようにしなければならないと。この具体的な内容はどういうことを想定されて書かれているのかなと。

それから、第60条7の3項の(2)です。介護サービスの基準額を超える費用云々と。サービスの基準額を超える費用とは一体何なのかと。今は介護サービスの分でそれぞれ要支援1, 2, そういう基準額が決められております。7段階決められていて、例えば決められたケアマネジャーでプランを組んでその基準額を超えた分は100%負担しなくてはならないと、同じ介護サービスを。基準額以内の分は1割負担だけれども、超える分は10割負担というのはこれはなってます、今でも。だから、この3項目の基準額を超えるサービスというのは、今私が言うように、決められたサービスがあつて、それを超えるといいますか、そこは10割負担ですよという今の介護保険のサービスに準ずる扱いでいいかどうか。その負担はどうなるのかと。それは3項目の質問です。

4項目めに書いてある、前項第5号、さっき言った基準額を超える費用云々です。これは別途市長が定めるということが書いてあるんで、私ちょっとこれ書いてあって見逃したかはわかりませんが、参考資料として今出せるんなら、本来こういう、もちろんわかりやすいですね、基準額をこういう費用はこういうことですよと、別項4項で市長が定めるようになっていますから、これが今あればちょっと出して頂きたいなということでありませう。

以上。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、1点目の新しい総合事業の話がございましたが、確かに平成28年4月から本市は新しい総合事業へ移行すると。現行の介護予防給付のうちの通所介護と訪問介護へ移行ということでございます。

それで今回、小規模の通所介護の移行につきましては、これは全国的な流れで増加する小規模の通所介護の事業所につきまして、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定監督致します地域密着型サービスへの移行、また経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため通所介護、これは大規模型とか通常規模型や、また小規模多機能型居宅介護、こちらのサテライト事業者への移行をとということから、利用定員18人以下ということで今回、平成28年4月施行を致しております。

人員の話がございまして、60条の3以降ですか、ありまして、60条の3の第1項、人数はということに致しておりますので、その関係上、1以上とか、そういう書き方にしておりますので、御理解頂きたいと思っております。

それと、今回の地域密着型通所介護につきましては、対象者は要介護1から5の人が対象になります。それで、通常に通所介護から見まして、定員が18人以下の小規模な通所介護施設ということで、そちらで日常生活上の世話や機能訓練などを受けられるということでございます。

あと、雇用形態の話等もございしますが、その際に現行の通所介護と新しい地域密着型通所介護、こちらは利用者の負担の目安が、その介護度によって金額が変わっております。例を申し上げますと、現行の通所介護、こちらデイサービスでございますが、例えば7時間以上9時間未満利用した場合ですと、要介護1の方は656円、地域密着型通所介護でしますと、要介護1は735円と、介護度によっていろいろ金額も変わってまいります。

それで、委員の方からございましたが、雇用形態の話もございます。それで行きますと、要支援1、2の方は、この地域密着型通所介護には該当はございません。それで、条例案でございますが、第60条の3の第3号等でおっしゃられました15人まで云々というものがございまして、そういった数につきましては、確保されるために必要と認められる数ということでございますので、その介護度によって人数等は変わってくるものと致しております。

もう一点、議案の72ページのことでございましたが、申しわけございませんが、ちょっと法定代理事業サービス、該当するしないにつきましては、また後ほど精査させていただきますし、その不合理な差額ということにつきましても、確認はさせていただきますと思います。

60条の7の第3項の第2号また第5号、先ほど費用の関係で別途資料というものがございまして、現在のところ資料は持ち合わせておりませんので、またそれは確認をさせていただきますと思います。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 人員の配置ということでちょっと確認したいんですが、15人までは1人以上とか、15人を超えて云々ということがちょっとありますけれども、いまさっき介護度に応じて介護職員の数も変わらなくては確かにいけませんよね。ですから、そこは具体的に一つの例として15人の利用者がおったとして、そこにそれは単純ですけども、3、4、5の介護の人がそれぞれ5人、5人、5人、全部で15人いた場合、その場合は具体的にこの1以上の分で、これは何人になるんですかが1つと。

それとあと、雇用形態の問題です。さっき同じように例えば15人までで1人の場合のケースがあった場合は、要介護1の場合、15人の場合は1人でいいのか、ちょっと私も具体的にわからんところもありますけれども、仮に1人がいた場合、これは正規と非正規とパートという分で、私が事業主だったら、コスト削減のためにはやっぱりパートでその時間だけで仕事、働いてくれというのが、経営者から見たらそれは誰でも考えることです。しかし、私が心配なのは、市が指定する介護サービスの分だから、それでいいよというわけにはいかない。やっぱりこの安心、良質な介護サービス、これは提供するのが大前提だと思うんです。そうでなくてはいけない、また。それと同じサービスの質も求められるという面から見て、雇用形態が最も大切だと思うんです。ですから、ここは1人、介護

度に応じた何人，ここの雇用形態は市としては何か指導なりチェックはやっぱりする必要はあるんじゃないかなと思いますけども，その点はやっぱりどうでしょうか。

それと3点目として，その60条7の4項の別途市長が定めるということですよ。これはやっぱり提案者として今提案されているわけだから，その内容を全部今しゃべれとは言っていないわけですよ，資料として出してくださいよということですからね。これやっぱりもし，ないのにこういう提案なんか出せるはずがないです，普通は。ですから，そこはやっぱり即出してください，資料を。資料がまさかできてないのに出すということはありませんでしょう，いくら何でも。そんなことはありませんよ，いくらないというても。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 雇用形態の話もございまして，市としての責務云々というものもございました。このたび地域密着型サービスに移行するわけでございますから，その点は当然十分踏まえまして市としましても，その雇用形態，実際の事業所の運営にも関わることでですので，その辺は適正に対応してまいりたいと思います。

資料につきましては，また早急に整理致しましてお出ししたいと思います。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと部長に最後に確認しますけど。

適正にというのは，それはもう当然のことなんですよ，もう。しかし，実際問題1人という数においても雇用形態はさっき言うた，私が事業者だったらいろんなやっぱり今厳しい，報酬なんかも下げられているわけじゃないですか，介護報酬なんかも。その中で運営せえ言うたら大変ですよ。そしたら，人件費は雇用形態，常勤を充てたいけれども，それは大変だというんが事業主の考えではそうですよ。しかし，そういうことばかりだったら，何か市としてやっぱり支援策を考えて，常勤雇用を充てようというような支援をしないと，決めたルールは1人ですよと，中身はということではいかないでしょう。ですから，きちっとこれは雇用形態を今決めて提案しないと，1人以上ですよというて決めとって，あとは内容もやっぱり適正にやりますよということだけでは，介護サービスは量と質が安定してやっぱりできるとは言えないと思うんです。ですから，そこをもう一回やっぱり確認しておきたいと。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 雇用形態の話につきましては，基本的にはそこに勤務する

常勤であることが求められるわけですが、基本正規であるか非正規であるかについては、やはりこれは基準以外の大きな問題として捉えるべきことかと思えます。と申しますのは、やはり介護保険制度そのものは国の法律に基づいて各市町の条例で定め、今回上程する基準なども含めて諸規定のもとに運用される話だというふうに認識してございます。その上で、先ほど事業について介護事業者が非常に苦しい実態というものは、いろいろと分析をする中で国においても適時適切な措置をその時点において実施されているという認識がございます。

基本、支援政策の話につきましては、この基準条例以外のところでいろんな議論をしなければいけない話かと存じますけれども、殊この雇用形態に関わります御質問のこの基準への反映等につきましては、これはまたこのものそのものにつきましては、やはり制度全体の中で捉えるべき問題であり、もう一つ言えば雇用情勢をどう国として、または事業を受ける市町村としてどう捉えていくかという問題というふうな認識をしております。

それと、先ほどありました市長が別に定める事業というものが一つありましたけれども、条例または規則等で定める規定の中には列記できる部分につきましては、基本的には規定に列記するという考え方が原則としてありますけれども、それ以外弾力的にその制度を運用するために市長が別途定めるというふうな委任を設けるのが一般的なことかというふうに認識しております。ですから、全部が全部全然想定をしてないというわけではないと思えますし、先ほど福祉課長が一定にお示しを示すことができるものは示したいというふうに御答弁をしておりますので、その点についてはそのように御理解を頂ければというふうに思っております。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後の件は、雇用形態についてはやっぱり市長に確認したいと思います。

委員長（高重洋介君） はい、わかりました。

その他。

道法委員。

委員（道法知江君） 地域密着型サービスの運用に関するということで、委員会の設置というものが明確になっているんじゃないかと思うんですけども、委員会の設置、このことについてちょっともう少し詳しく教えて頂きたいなというふうに思います。

それと、小規模多機能型のことは先ほど通所というふうに言われたんですけども、夜間

対応型の訪問介護はどのようになるのか。また、老人福祉施設の入所、生活の介護等々はどのようになるのか。認知症の対策、通所介護のことはわかるんですけども、それ以外のところはどのようになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 今回の条例案の改正でございまして、地域密着型通所介護へ移行したということでございまして、小規模多機能型居宅介護等はもう従前から運営推進会議等は設置してございまして、会議の回数等はサービスによって違いますが、今回の地域密着型通所介護は6月に1回でございまして、小規模多機能型居宅介護等は2カ月に1回とかというふうになっております。特別養護老人ホーム等は要介護3以上がこのたびから原則入所制限等もなっております。

それで、今回の条例案によりまして、2つ条例案がございまして、この条例案によりまして準用等によりまして、それぞれのサービスで全て運営推進会議は同様に設けることと致しておりますので、申し上げましたようにサービスによって会議の回数等は違いますが、それぞれ市も入りまして、現行グループホームは既に運営推進会議やっております、それに倣いましてそれぞれ地域密着型通所介護も同様にこのたび運営推進会議の設置が義務づけられるということになっておりますので、その点は御理解頂きたいと思えます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 本当に認知症、介護認定の会議においてもかなりいろんな御意見があるようなんですけれども、その中において小規模であろうと夜間の対応型老人施設入所、また認知症の対応型の通所に関わることに對してそれぞれの会議というんですか、事業所の、それは本当に非常にきめ細やかに行っていないといけないということで大変な御苦労があるのではないかなというふうに思います。その事業所の指定や監修をするということが市の役割だというふうに感じておりますので、その点について監修を深める、強めるということに對して御意見があれば伺いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） このたびの運営推進会議につきましては地域との連携というのが大きな目的でございまして、その点から利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員また地域包括支援センター等の職員も携わりまして、その運営推進会議の構成員となっているところでございます。そちらの方では各月、今回で言えばおおむね6月以上でござ

ざいますが、活動状況の報告を受けるなり、また評価も受けまして、その会議において必要な要望、助言等を聞く機会を事業者さんの方が設けるということになってますので、より以上に連携を深めていければというふうに思っていますし、そのことが実際要介護、要支援を受けていらっしゃる方、その家族の方にとってもよりよいサービスにつながるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） そうなんです、本当に委員会の設置の中身が非常に大事ではないかなというふうに感じるんですけども、先ほども言われたように、地域住民の代表ということになると、やはりある程度の専門知識というのは必要ではないのかなというふうに感じます。いつも推進会議協議会とかということをご皆さんに声かけてお願いしているんですけども、本当に現実と離れた結構意見が出たりすることもあるのではないかなと思いますので、地域住民の代表を選ぶに当たっても、それとか専門家を選ぶに当たってもよほど慎重にならざるを得ないのではないかなというふうに感じます。数もどんどん増えてきている、対象者の数がどんどん増えてきているというのも実態でもありますので、今後もきめ細やかな支援が行われるようお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） 答弁はいいですか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 議案第15号の竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について別途市長が定めると。基本的に国会で制定する法律についても、法律ができると、その法律が細かい充足というんか、そうしたことについて政令に委ねるんよね、政令に。今回提案されている条例案についても基本的にそういうことじゃろう思う。しかし、施行日がもう4月1日なんよね、4月1日だから。そうすると、それが規則なり何なりの形で制定をされなければ4月1日の施行ということができなくなりますよね。そこで、今現段階においてどこまでそうした準備が進んでいるのかどうかわかりませんが、少なくとも4月1日の施行へ向けての規則等の制定というものが制定をされなきゃあならんわけです。それを今議会中に間に合うんかどうかわからんけれども、もし間に合うのであれば、委員長の方とも連携をとって頂いて、その規則について説明をしてもらおうというか、そういう場を是非とも設けて頂きたいと思しますので、委員長においてもよろしくお取り扱いのほどお願いを致した

いと思います。

それと、基本的なことなんですけれども、今の介護保険制度のもとで、国における介護保険制度ですよね、そのもとにおいて竹原市独自の個別具体的な施策を打つことが可能なんかどうか、これについてどういうふうにお考えなのか。例えば今の職員の正規雇用、非正規ということもあるでしょうけど、またそのほかの例えば処遇改善ということで竹原市が独自に一般財源をもって充てることが可能なシステムになっているんかどうか、この点についての御答弁を頂きたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） この制度、その基準条例が定められた背景そのものが委員御承知のとおり、地方分権一括法の中で国において定めて運用をしていた、この基準について各市町、いわゆる地方公共団体において定め運用することとされた流れの中で条例を制定させて頂いているところでございます。

委員が御説明のとおり、従前法律のもとに様々な基準等の省令がございました。現在も基本となる省令を定め、それを地方公共団体が運用上、基本的にその基準をそのまま、そのままという言い方はちょっと言葉が足りませんが、規定を条例に定めているという流れの中で、この制度の運用そのものは国の法律に基づく制度であるがゆえに、やはり国が定めた政省令のもとに運用されるというのが基本であるというふうに考えております。この条例については規則を定めておりません。これは基本的には各省庁が定める、この介護保険でありますと厚生労働省が定めるその省令のもとに、細部運用についてもこの条例に基づくものではありませんけれども、例えばそれを受けた県の考え方のもとに紹介し、または通知を参照し運用するという流れがございまして、となりますと、今回定めるその基準条例、一部改正条例につきましても基本的にはこの改正条例案をもって制度の新たな枠組みの中で新たに基準を設けるということで、基本的には従前の考え方とほぼ同様に今後も運用していくということでございますので、大きな変更は考えてございません。制度の枠組みの大きな変更がある中での運用というふうに御理解頂ければというふうに思っております。

それと、介護保険制度はやはり保険料と国、県、それから市のいわゆる法定の負担をもって実施をされているものでございますので、上乘せまたは横出しの制度を独自に定めることがどういうふうな財源の影響になるかといえば、やはり介護保険料に降りかかってくる問題ですので、これは慎重に対応すべきものでありますし、そもそも論でいけばやはり

国の制度に基づく地方公共団体の運用ということになりますと、まずは国において財源を制度をしっかりと措置をして頂いた上で、各市町村はやはり運用をすべきというふうな認識をしてございますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 基本的にやっぱり国民健康保険じゃろうが介護保険じゃろうが後期高齢者医療費じゃろうが、おおよそ社会保障とかというものの議論の前提というんは、必ず財源の問題になるんよね、財源の問題に。そのいろいろ議論はあるかもわからんけれども、部長の方から答弁頂いたように、それじゃあ保険料を仮に竹原市が独自にするとしても、独自政策を打つにしても、それを一般財源から補填するということじゃなくて、介護保険料をどこまで上げることができるんかという議論ですよ、おそらく。もし例えば竹原市独自において、その個別具体的なそうしたニーズに応えるためにしなきゃならんとすれば、もう介護保険料の相当程度の見直しをせざるを得ないということになるわけですよ。そうしないと例えば地方自治法上も国保にしても介護保険にしてもそうだろう思いますけれども、国、都道府県、市町村の様々なそうした、ある意味で言えば全国基準のサービス水準の均衡化というか等々の観点、これもう絶対財源の問題なのです。そうした中から例えば国なり都道府県知事の是正等の措置をとられることもありますよね。ですから、基本的に議論の前提として、じゃあどこまでが竹原市が独自に仮に介護保険料を上げるとしても個別具体的なそうしたニーズに答え得るんかということも、即答は難しいかもわからんが、我々議員の側も含めてもう一遍再確認するというか、そしてその上で議論を進める。そして、もしできないということであるならば、国の制度設計、財源の問題も含めてやっぱり意見書を上げるなり何なりをして国へ、例えば竹原市議会として是正要望をしていくような、そうした活動もしていかないとなかなか議論がかみ合わないのじゃないかと思うわけです。

そうした意味で、例えば仮に竹原市の介護保険料が高くなっても、例えばここまでの個別具体的、竹原市独自の政策は可能なんですよということの基準というか、そうしたものも今すぐは出ないと思いますけれども、これから様々な場面を通じて求めていきたいと思っていますので、是非そのところの研究をして頂きたいと思いますが、これたちまち部長の方で答弁をお願いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） 制度そのものは法律に基づくものでございますので、介護

保険を問わず様々な制度の運用に当たっては、国、県、市町村の財源バランスというものを基本に税、料に基づいて運営されるというのが基本だと思います。そこにどのようなサービス拡充ができるのかというものにつきましては、やはり基本的には現事業の運営そのものが全国的にも非常に厳しい状況にあるという中で、どういうことをどこまでできるのかというのは、まずは先ほども申し上げましたとおり、国において財源を含めたいろんな制度設計をして頂くべく、当然この間も市長会を通じて意見を申し述べるとかということにはさせて頂いておりますけれども、事業の進展またはその制度の改正、現状を見る中で、様々な御意見も他市町からも出ると考えますし、竹原市としてもその点についてはやはり申し述べることは続けなければいけないというふうに考えております。その上でどのような事業運営ができるかということについては、その時点時点で検討をさせて頂きたいというふうに思っております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 最後にしますけれども、特に社会保障とかということに関しては、やはり国と地方との間におけるいろんな考え方とか、その施策の歴史的な定義も違うよね。例えばもうはるか遠い昔の話になりましたけれども、老人医療の無料化等も岩手県の沢内村というほんの小さな僻地の村から出発したんです。様々な制度も竹原市においても先ほどの重度障害者の手当の問題もそうですけれども、国・県が廃止しても竹原市がなお持続させてきたというような制度もありますし、そういうふうに先行してやってきたこともあるんよね。例えば、高齢者の肺炎球菌なんかは竹原市独自に進みましたよね、3分の1補助に。それが国レベルになって、竹原市独自の政策をしなくていいというようになった。

そうなってくると、やはり竹原市長というか、これは副市長でも市民生活部長でもいいですが、高齢者の生活を守るという、その大きな行政の使命というか、そうしたものに基づいて考えた時に、松本委員なんかもいろいろと政策提案なり問題提起されておられるけれども、果たしてそれが議論のための議論じゃなくて、現実に例えば竹原発のそうした介護保険なら介護保険の充実へ向けてどういうふうなことができるんか、例えばもう限界はわかるとるよね。今の国税からの社会保障への財源の補填がなければ、もうにつきもさつきも行かないよと、単なる保険料とか今までの国のそうしたものへの持ち出しが固定化された中では、もうやりようがないから、わかりやすく言えばサービスの切り捨てをやっていかざるを得ませんというのが今日の状況じゃろう思うんです。

そうすると、財源の拡充も含めて、やはり竹原市長としてどのようなスタンスでもって臨んでいくかということが、私は今日問われとる思うんです。だから、そうした意味で即答というのは難しいと思うんですけれども、そうした問題意識を持って、例えば全国市長会等に対していろいろと政策提案なり問題提起をしていくということについて、事務の最高責任者の副市長としてお約束をして頂けることができるかどうか答弁頂きたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 住民サービスを含めていろいろなもの、各自治体が抱える問題というのはあると思います。そこらの部分につきましては、各自治体の思いでありますとか実情もあると思いますので、機会を捉えながら、議論をしながら進めていくべきだと思います。その一つの手法として、今おっしゃられたような市町村会でありますとか、そういう場面というのがあると思いますので、その中で議論を深めながら対応していきたいというふうに考えております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） それで、そうした意味で全国市長会等へ提出される議案というか等々について、民生産業委員会に属することについては民生産業委員長の方へ提出頂いて、民生産業委員会の方で是非とも御報告頂きたいと思いますので、委員長よろしくお願ひします。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、次に参ります。

議案第21号の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、議案第21号でございますが、平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

市民生活部の議案等補足説明資料でございます。こちらによりまして説明をさせていただきます。

資料の3の1ページでございます。

今回の補正予算につきましては、人件費を調整するほか、各種事業の精算が主なものとなっております。

今回の補正予算の状況につきましては、3の1ページでございますが、歳入につきましては、介護保険料国庫支出金繰入金を補正致します。

3の2ページでございますが、こちら歳出につきましては、職員給料等介護保険システム改修委託料、介護給付費準備基金積立金を補正するものでございます。

内容につきまして歳出から御説明致します。

3の4ページをお開きください。

まず、(1)の職員給料等でございますが、人事異動によりまして職員給料等に減額が生じたため、738万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、(2)の介護保険システム改修委託料につきましては、介護保険システム改修費用の減によりまして委託料に減額が生じたため、235万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、(3)の介護給付費準備基金積立金でございますが、最終的な歳入歳出の均衡を図ることとし、764万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、3の3ページにお戻りください。

まず、(1)の介護保険料でございますが、こちらにつきましては、国の低所得者対策として実施しております保険料の軽減などによりまして減額が生じたため、1,401万円を減額補正するものでございます。

次に、(2)のシステム改修補助金でございますが、先ほど歳出で御説明致しましたシステム改修費用の財源と致しまして250万円を予算計上するものでございます。

次に、(3)のその他一般会計繰入金でございますが、職員給与費等の減、介護保険システム改修事業費の減等によりまして、給与費の繰入金、事務費繰入金に減額が生じたため、1,224万3,000円を減額補正するものでございます。

最後に、(4)の低所得者保険料軽減繰入金でございますが、国の低所得者対策として実施しております介護保険料の軽減分につきまして、公費分の633万3,000円を予算計上するというものでございます。

議案第21号につきましては、以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明について質疑のある方は挙手にてお願い致します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、次に入ります。

議案第18号の説明を求めます。

市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明します。

今回の国民健康保険会計の補正予算については、人件費を調整するほか、保険給付費及び保険事業の精算を行うものであります。

補足資料の1の1ページをごらんください。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金繰入金を補正し、歳出につきましては、保険給付費、介護納付金、保険事業費を補正するものであります。

歳出について先に説明をしますので、資料の1の6ページをごらんください。

（1）の一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の1人当たりの医療費が当初見込みを上回ったため、5,453万5,000円を増額補正するものです。財源につきましては、療養給付費負担金が1,745万1,000円、財政調整交付金の国庫が490万8,000円、県費が490万8,000円、あわせて増額補正致します。

（2）の一般被保険者高額療養費につきましては、一般被保険者に係る高額療養費の1人当たりの医療費が当初見込みを上回ったため、2,727万7,000円を増額補正するものです。財源につきましては、療養給付費等負担金が872万8,000円、財政調整交付金の国庫が245万4,000円、県費が245万4,000円を増額補正するものです。

（3）の介護納付金につきましては、介護納付金算定に係る1人当たりの負担額が変更となり、当初見込みを下回ったため、614万1,000円を減額補正するものです。財源につきましては、療養給付費負担金を196万5,000円、財政調整交付金国庫を55万2,000円、県費を55万2,000円減額補正をするものです。

（4）の人間ドックの委託料につきましては、人間ドックの受診者を当初859人で見込んでおりましたが、実績は768人であったため、184万9,000円を減額補正するものです。

続きまして、歳入について説明します。

資料の1の3ページをごらんください。

1から4につきましては、先ほど歳出で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

(5)の高額医療費共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業は各市町が拠出金を出し合い、1件80万円を超える医療費について、その医療費の80万円を超えた部分の59%の額が交付金として交付される事業でございます。当初予算時に過去5年間の平均により見込んでおりましたが、実績額が見込みを上回ったため、2,740万円を増額補正するものです。

(6)の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業は各市町が拠出金を出し合い、1件1円以上80万円以下の医療費につきまして59%の額が交付金として交付される事業でございます。当初予算時に過去3年間の平均により見込んでおりましたが、実績額が見込みを上回ったため、1,794万2,000円を増額補正するものです。

(7)の保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、平成27年度の税制改正により軽減対象となる所得基準額の引き上げがあり、保険税軽減対象世帯及び人数が当初の見込みを上回ったため、1,142万1,000円を増額補正するものです。

(8)の保険基盤安定繰入金保険税支援分につきましては、平成27年度の制度改正により軽減対象の拡大と財政支援の補助率の引き上げがあり、保険税軽減対象被保険者数が当初の見込みを上回ったため、4,146万1,000円を増額補正するものです。

(9)の職員給与費等繰入金につきましては、人事異動による調整により158万円を減額補正するものです。

(10)のその他一般会計繰入金につきましては、先ほど説明しましたとおり、その他の一般会計繰入金の歳入増により2,618万円を減額補正するものです。

(11)の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、平成27年度歳入調整のため、基金繰入金を3,605万6,000円減額補正するものです。

以上で平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明は終わります。

委員長(高重洋介君) ただいまの説明に質疑がある方は挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員(松本 進君) 説明資料の1の6,7になろうかと思うんですが、一般療養給付費の1人当たりの医療費が伸びたよと、それと(2)の高額療養費の1人当たりの医療費も伸

びたと、主な理由は何か。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 医療費につきましては、被保険者数は減っているんですけども、1人当たりの医療費が医療の高度化により伸びております。特に調剤費が伸びておりますので、医療費が伸びている状況です。

高額医療費につきましては、高額医療費も同様に医療費が伸びておりますので、高額医療費が増加している状況です。

委員長（高重洋介君） その他。

道法委員。

委員（道法知江君） 高額療養費、かなりこれは国の制度として利用者が多いということなんですけども、これによって大きな手術をされても限度額でいいということは非常に利用されている方が多くあります。ただしまだまだ周知されていないなということを感じます。それは、医療にかかった病院等においてそういった説明、何らかの説明とかもない、情報が全然わからない、つかめない。限度額の申請も同じくあわせて同じだと思うんですけども、そういったことからするとまだまだこの利用される方が増えるのではないかとこのように思うんですけど、そのことについて御見解を頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 高額療養費につきましても医療費につきましても、今後増加はしていくと考えております。国民健康保険制度は今年度の改正により財政基盤については国庫がかなり増加されて安定はしてきておりますが、医療費の適正化についても市としても今後も取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 高度医療も必要とされる方もあわせてそうだと思うんですけども、それと同じように先ほど課長が言われたような調剤費の伸びもあるということにやっぱり着目していかないといけないなと。そのために今補正としてこのような結果が出ているのではないかなと思いますので、高額療養費の請求、それと限度額認定証、そういったこともあわせてもっともっと市民の皆さんにお伝えして頂ければなと。この補正で言うのは何ですけども、あわせてお願いしたいと思います。

質問は以上です。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、議案第22号の説明を求めます。

市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明します。

今回の補正予算につきましては、広域連合からの通知に基づき、広域連合への分賦金調整を行ったものです。

1の9ページをお開きください。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料繰入金、繰越金の補正を行います。歳出につきましては、広域連合分賦金の補正を行います。

歳出から先に説明をさせていただきます。

1の11ページをお開きください。

(1)の広域連合分賦金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において保険料負担金及び保険基盤安定負担金について再計算した結果、減額となっているものです。

2,443万7,000円の減額補正を行うものです。財源につきましては、特別徴収保険料を2,623万7,000円の減額、普通徴収保険料を436万4,000円の増額、保険基盤安定繰入金を343万9,000円の減額補正をあわせて行うものです。

次に、歳入について説明致します。

(1)から(3)につきましては、先ほど説明させていただきました。(4)の前年度繰越金につきましては、前年度の繰越金が生じたため、87万5,000円を増額補正するものです。

以上で説明を終わります。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明について質疑のある方は順次挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 後期高齢者保険料の特別徴収の件とかございますけども、いずれにしても当初予算に比べ減額補正になるということでありまして、1つ、高齢者の医療費の方が減ったのかなとそこらの人数が減ったのかと。人数は増えていると思うんですけども、その原因と、こういった保険料の減額補正、特別徴収が2,600万円ぐらいでるので大きな金額かなと思うんですが、それが保険料につきこんでそれは安くするというこ

とはできんかなという，そこだけちょっと。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 医療費が少なくなったのかということですか。

医療費については，後期高齢者数も増えておりますし，先ほど言いましたように医療費自体も1人当たりの医療費も増えておりますので増額をしておりますが，これ竹原市の当初予算につきましては広域連合が見込んだもので，これを当初かなり多目に見込んでいたので，ここで減額ということになっております。

あとは保険料につきましても，保険料も広域連合の方で決定をしておりますので，市によって下げるということはできません。来年度28年度，29年度の保険料について，先日の広域連合の議会の方で増額を決定されたところです。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとわかりにくいんですけども，確かに広域連合が決めるんでしょうけれども，一応医療費の推計というのか，これだけかかりますよということがあって，県全体，竹原市の人口で1億円かかりますよとかあって，その根拠となる医療費の分と人数というのがあるから，保険料額，竹原市の保険料が来るわけじゃないですか。それが多く見積もったというのがあるから，その医療費の方は伸びとるといって，今ちょっとありましたけれども，医療費の方は伸びているんだけども，僕は高齢者の人自体も増えているかなという意味で，全体の医療費というのか，高齢者の医療費は増えているという思いがあるんだけども，この減額補正が余分に見積もったという意味がどういう意味かなというのがちょっとわかりにくかったんですが。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 説明がまずくて申しわけありません。

保険料については2年ごとに見直しをされておりますので，26年度，27年度の保険料は変わっておりません。当初の予算の見込み方として，竹原市分の割り当てをちょっと多目に医療費として見込まれたので，1人当たりの保険料が増えて見込まれたわけではありません。

委員長（高重洋介君） いいですか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 結局保険料の算定というのは，決算等の実績に基づいた数値で，ど

の程度上げるか。下げるということは基本的にはあり得んと思うけれども。この補正予算として出したのは、基本的にこうした生活保護等もそうですけれども、高齢者医療にしてもどうしても補正ということが、特に広域連合だから、補正予算を組んでするということなかなか難しいから、どうしてもある程度のこの余裕を持って予算編成するんよね。それで実際締めてみたら、これだけ余りましたということになるから、この減額補正そのものが保険料の見直しに直結するということにはならないというふうに考えていますが、私の考えに間違いがございますかどうか、答弁願いたいと思います。簡潔でいいです。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） この減額補正については保険料の見直しには直結しません。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは、その他関連議案に移ります。

議案第17号について順次説明を求めます。

市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） 平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）の市民健康課分について御説明します。

資料の1の12ページをお開きください。

歳入につきましては、民生費負担金、総務費補助金、衛生費補助金、県支出金の県負担金、県補助金、歳出につきましては、戸籍住民基本台帳費、社会福祉総務費、後期高齢者医療費、児童福祉総務費、予防費、母子保健費、健康増進対策費の補正を行います。

歳出から先に説明をしますので、資料の1の17ページをごらんください。

歳出の（1）地方公共団体情報システム機構交付金につきましては、個人番号カード作成等の関連事務については、地方公共団体情報システム機構に事務を委任し、事務に要する費用を交付金として交付することとしております。国において個人番号カードの発行、申請を遅滞なく万全に対応するためにカードの追加発行に係る経費を増額する補正予算が成立し、交付金が増額するため、469万6,000円の増額補正を行うものです。財源についても全額国庫補助金で増額をしております。

（2）国保会計繰出金につきましては、人事異動による調整により職員給与費等繰出金を減額、保険基盤安定繰出金の増額により、その他一般会計繰り出し分を減額するもので

す。合計して2, 776万円を減額補正するものです。

(3)の保険基盤安定繰出金国民健康保険分につきましては、保険税軽減分につきましては、先ほど国保会計の方で説明しましたとおりに制度改正により増額をするものです。保険者支援分につきましても増額をするもので、合わせて5, 288万2, 000円を増額補正するものです。財源につきましては、保険基盤安定負担金の国庫が2, 073万円増額、保険基盤安定負担金の県費が1, 893万1, 000円を増額補正するものです。

(4)の後期高齢者医療費療養給付費負担金につきましては、後期高齢者医療制度に加入している竹原市の被保険者分の医療給付費総額の12分の1を市が負担するもので、広域連合において療養給付費等負担金について再計算した結果、2, 366万5, 000円の減額となったものでございます。

(5)の保険基盤安定繰出金後期高齢者医療分につきましては、低所得者に対する保険料軽減相当分を公費で補填するもので、保険料軽減相当額を一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出し、県はその繰出金の4分の3を負担し、市が4分の1を負担するものです。広域連合において各市町の保険基盤安定負担金を再計算した結果、343万9, 000円の減額となったものです。あわせて財源として県費分257万9, 000円を減額補正しております。

(6)の乳幼児医療費につきましては、乳幼児医療費の対象件数を過去の実績をもとに3万688件と見込んでおりましたが、実績見込みが2万7, 969件と当初の見込みを下回るため、389万4, 000円を減額補正するものです。

(7)の予防費委託料につきましては、小児予防接種のうち、水痘ワクチンの接種者を503回と見込んでおりましたが、実績は374回と下回る見込みとなったこと及び日本脳炎ワクチンの接種者数を869回と見込んでおりましたが、実績は740回と下回る見込みとなったため、184万4, 000円を減額補正するものです。

(8)の不妊治療費補助金につきましては、不妊治療費補助金の申請数を20件と見込んでおりましたが、実績は10件と下回る見込みとなりましたので、120万円を減額補正するものです。

(9)のがん検診委託料につきましては、医療機関検診で大腸がん検診受診者を437人と見込んでおりましたが、実績は147人と下回る見込みとなったこと及び子宮頸がん検診受診者を214人と見込んでおりましたが、実績は174人と下回る見込みとなったため、100万円を減額補正するものです。

次に、歳入について説明します。

1の15ページをごらんください。

(1)と(4)、(5)、(6)については重複をしますので、説明を省略します。

(2)の個人番号カード等関連事務費補助金につきましては、先ほど説明しましたカードの追加発行に関わる地方公共団体情報システム機構交付金に対する補助金469万6,000円に合わせ、発行に係る臨時職員の配置等に係る市の事務費に対する補助金231万2,000円を合算した700万8,000円を増額補正するものでございます。

(3)のがん検診補助金につきましては、国が無料クーポン等の配布、受診勧奨等の対策を廃止してから5年が経過し、国庫負担金の対象経費及び基準算定方法の見直しがされたため、225万2,000円を減額補正するものです。

次に、(7)の健康増進事業費補助金につきましては、平成27年度健康増進事業費補助金県予定額の減額に伴い132万7,000円を減額補正するものです。

続いて最後に、資料の1の22ページをごらんください。

個人番号カード交付事業交付金につきましては、事務の委任先である地方公共団体情報システム機構が市から交付金の請求について、新年度において最終的な精算を行うこととなりますので、今年度執行した額を除いて803万8,000円を繰り越しをするものでございます。

市民健康課の説明は以上です。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 続きまして、まちづくり推進課分の補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、毒ガス資料館入館者の増及び各事業の精算に伴う歳入歳出の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算の状況につきましては、まず資料2の1をお願い致します。

歳入の補正でございますが、使用料及び手数料及び県支出金、県補助金について補正を行うものでございます。

2の2ページをお願い致します。

歳出につきましては、総務管理費、保健衛生費、清掃総務費について補正を行うものでございます。補正の内容につきましては、一般会計に係る補正についてにより説明をさせていただきます。

資料の2の4ページをお願い致します。

説明につきましては、まず歳出から説明をさせて頂きまして、歳入の説明をさせて頂きます。

まず、1点目のLED街路灯整備事業につきましては、自治会が行うLED灯への改修に対する補助金についての補正でございますけれども、自治会が管理する街路灯を今年度リース方式によりまして一括でLED化することに伴いまして、補助金202万3,000円が不用となったため、減額補正を行うものでございます。

2点目の合併浄化槽設置整備事業につきましては、くみ取り及び単独槽から合併槽への設置替え、並びに新設に対する合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、今年度補助金申請件数を当初74件と見込んでおりましたが、49件に減少する見込みであるため、補助金748万円の減額補正を行うとともに、これに対する財源として県補助金161万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、資料の2の5ページをお願いします。

3点目の再生可能エネルギー導入事業につきましては、今年度グリーンニューディール基金を活用致しまして、保健センター、荘野公民館の避難所2カ所へ太陽光発電システムを整備しておりますが、これに関わる経費について入札に伴い測量設計委託料12万6,000円、工事請負費1,279万9,000円の不用額が生じたため、それぞれ減額補正を行うとともに、これに対する財源として県補助金1,292万5,000円の減額補正をするものでございます。

次に、4点目の広島中央環境衛生組合負担金につきましては、組合において平成27年度の決算見込みを行ったところ、人事異動に伴う人件費の調整や燃料費や光熱水費等の減、有価物売払収入の増のほか、新施設に伴う造成工事費、用地取得費及び立木補償費の減など、各費目に予算の増減が見込まれたため、これに伴う負担金1億1,749万8,000円の減額補正を行うものでございます。

次に、歳入の説明を致しますので、資料2の3をお願い致します。

1点目の毒ガス資料館入館料につきましては、大久野島毒ガス資料館の入館者数をこれまでの実績から約3万9,000人と見込んでおりましたが、約6万5,000人に増加する見込みであるため、入館料267万2,000円の増額補正を行うものでございます。

2点目の合併処理浄化槽設置整備事業補助金及び3点目の再生可能エネルギー等導入推

進事業補助金につきましては、先ほど歳出の際説明させて頂いておりますとおり、事業費の減に伴いそれぞれ161万9,000円、1,292万5,000円の減額補正を行うものでございます。

最後に繰越明許費について説明を致しますので、資料の2の6ページをお願い致します。

繰越明許費につきましては、PCB処理事業の予算の繰り越しを行うものでございます。本市のPCBの処理につきましては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業所に委託し、既に施設内に搬入し、処理を実施しているところでございますが、平成27年10月、同事業所において廃棄中のベンゼン濃度が北九州市と締結した環境値を超過したことが判明致しまして、施設の調査、改修を行う必要が生じたため、現在PCBの処理を中断しており、年度内の処理完了が困難となったため、これに関わる予算の繰り越しを行うものでございます。

まちづくり推進課の補正については以上でございます。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉課の関係分につきまして、その内容を御説明致します。

なお、子ども福祉室の関係分につきましては、後ほど子ども福祉室長が御説明致します。

補足資料により御説明致します。3の13ページをお開きください。

歳出の方から説明致します。

今回の補正につきましては、3の1ページに歳入を、3の2ページを歳出と致しまして予算を計上致しております。失礼致しました。3の5ページで歳入でございます。3の6ページ、7ページ、8ページで歳出を見込んでおります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、国庫補助金、県支出金を計上、歳出につきましては、民生費の社会福祉総務費、障害者福祉費、老人福祉費、生活保護費を計上致しております。

歳出から説明致します。

3の13ページでございます。

まず、（1）の臨時福祉給付金事業でございますが、当初のものと追加で国の補正予算に関するものがございます。片仮名のアで示しておりますのが当初のものでございます。

イに示しておりますものが追加ということでございます。

まず、当初のものでございますが、臨時福祉給付金につきましては、支給対象者数を6,600人と見込んでおりましたが、支給実績が5,816人と下回る見込みとなったため、480万円を減額するものでございます。

イにつきましては、国の経済対策によりまして平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付が行われることから、1億2,600万円を予算計上するものであり、アとイの補正額の合計でございます1億2,120万円を補正するものでございます。

なお、イの平成27年度年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象者は、臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上になる方が対象となるものでございまして、約4,000人を見込んでおります。支給額は1人当たり3万円ということでございます。

次に、(2)の介護保険特別繰出金でございますが、先ほど介護保険特別会計の補正予算(第2号)で御説明致しました繰入金财源となる一般会計から介護保険特別会計への繰出金につきまして588万円を減額補正するものでございます。

3の14ページをお開きください。

(3)の障害福祉サービス給付費でございますが、こちらアの重度訪問介護の利用者につきまして当初12人と見込んでおりましたが、実績は23人となり、イの就労継続支援B型の利用者につきまして当初1,140人を見込んでおりましたが、実績は1,173人となり、ウの施設入所支援の1人当たり所要額につきまして当初12万5,333円と見込んでおりましたものが、実績は13万5,708円となり、当初予算を上回ることとなったため、480万円を増額補正するものでございます。

次に、(4)の重度障害者医療費でございますが、当初対象者を1,046人、1件当たり医療費を4,426円と見込んでおりましたが、実績は1,029人と4,141円と下回る見込みとなったため、912万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、3の15ページでございますが、(5)の市外施設措置費でございます。こちらにつきましては、措置者を当初16人と見込んでおりましたが、2人の方が死亡されたため、167万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、(6)の生活保護システム利用負担金でございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始に対応するための生活保護の管理システムの改修につきまして、マイナンバー制度に係るシステム改修事務を情報化を担当しております総務課で

一括して行うため、333万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、(7)の生活保護費でございますが、医療扶助費が当初の見込みを下回ること、また救護施設の入所者を1カ月当たり6人と見込んでおりましたが、実績は1カ月当たり4人と下回る見込みとなったため、3の16ページにございますが、2,000万円を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございます。

3の9ページをお開きください。

なお、補正の理由等が歳出と重複する部分につきましては簡略した説明とさせていただきます。

(1)の老人福祉施設入所者負担金でございますが、先ほどの措置者が2人亡くなられたということに伴いまして44万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、(2)の生活保護費負担金国庫負担金でございますが、医療扶助費、救護施設入所者の実績が下回る見込みということから、3,764万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、(3)の障害者自立支援給付費負担金であります。障害福祉サービスの延べの利用者を2,727人と見込んでおりましたが、実績は2,591人と下回る見込みとなったものでございます。それで233万円の減額補正と。

3の10ページをお開きください。

(4)の低所得者保険料軽減負担金国庫負担金でございますが、こちら介護保険特別会計補正予算(第2号)でも御説明申し上げました、国の低所得者対策による介護保険料の軽減分につきましては、国の負担分でございます318万1,000円を予算計上するものでございます。

次に、(5)の生活保護システム改修事業補助金国庫補助金でございますが、マイナンバー制度のシステム改修事務を総務課で一括して行うことから222万4,000円を減額補正するものでございます。

次に、(6)の地域生活支援事業補助金国庫補助金でございますが、補助率を当初47.2%見込んでおりましたが、実績は39.6%と下回る見込みとなったため、484万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、3の11ページでございますが、臨時福祉給付金事業補助金国庫補助金分につきましては、歳出で説明致しましたとおり1,212万円を補正するものでございます。

次に、（８）の低所得者保険料軽減負担金県負担金でございますが、こちらは介護保険料の軽減分の県の負担分でございます１５９万円を予算計上するものでございます。

（９）の障害者自立支援給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に当初見込みが実績を下回るため、１１６万５、０００円を減額補正するものでございます。

３の１２ページをお開きください。

（１０）の地域生活支援事業補助金県補助金につきましても、国庫補助金と同様に実績が下回るため、２４２万４、０００円を減額補正するものでございます。

次に、（１１）の重度障害者医療費補助金県補助金でございますが、歳出と同様に実績が下回るとなったことから、４９９万５、０００円を減額補正するものでございます。

（１２）の居宅介護利用促進事業補助金につきましても、こちら利用者の当初見込みを実績が上回る見込みとなったことから、７０９万５、０００円を増額補正するものでございます。

最後に、３の１７ページをお開きください。

繰越明許費でございます。こちらにつきましては、年金生活者等臨時福祉給付金でございます。こちらの事業につきましては、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るということ、また平成２９年度から実施されます年金生活者支援給付金の前倒し的な位置付けとなることも踏まえまして、また平成２８年前半の個人消費の下支えにも資するというを目的に、所得の少ない高齢者等を対象に実施する必要がございますが、実施計画、平成２７年度内の完了が困難であるということから、１億２、６００万円の事業費全額を平成２８年度に繰り越しをするというものでございます。

私からは以上でございます。

委員長（高重洋介君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） それでは、子ども福祉室の平成２７年度一般会計補正予算（第４号）について説明致します。

済みません、最初に訂正させていただきます。

３の２６ページをお願いします。

上から２項目めで、施設型給付費が（５）になっておりますが、（６）に、それと次の施設入所措置費を（６）になっておりますが、（７）に訂正をお願い致します。済みませんでした。

それでは、資料の３の１８をお願いします。

今回の補正の内容につきましては、歳出については当初予算の歳出見込み額に対します実施見込み額の増減と昨年4月から子ども・子育て支援新制度への移行に伴います額の増減になります。

次に、3の20ページをお願いします。

歳入につきましては、歳出の増減に伴います国庫補助等の増減になります。

それでは、歳出の詳細から説明致しますので、3の24をお開きください。

歳出の(1)子育て支援臨時特例給付金に要する経費につきましては、事務費及び事務事業費について減額補正を行います。事務費につきましては、臨時福祉給付金支給事務と児童手当現況届事務、この事務を一体的に行ったことで経費が削減されたため、当初見込みを311万5,000円減額するものです。給付金につきましては、支給対象者児童数を当初2,800人と見込んでおりましたが、実績では2,705人と下回る見込みとなり、28万5,000円減額するものです。歳入につきましては、国庫補助金子育て世帯臨時特例給付事務補助金を340万円減額致します。

次に、(2)児童扶養手当の減額理由につきましては、受給者数を224人と見込んでおりましたが、実績は208人と下回る見込みとなり、594万円減額するものです。歳入につきましては、国庫負担金児童扶養手当負担金を198万円減額致します。

次に、(3)保育事業に要する経費のうち、代替保育士賃金と食料費について減額致します。産休代替保育士賃金につきましては、4人48カ月分と見込んでおりましたが、実績は3人26カ月と下回る見込みとなり、286万1,000円を減額するものです。食料費につきましては、入所児童307人と見込んでおりましたが、実績は293人と下回る見込みとなり、170万円減額するものです。歳入につきましては、456万1,000円減額するものです。

次に、(4)になりますが、保育事業に要する経費のうち、委託料の予算計上につきましては、平成28年度から実施される保育所等の幼児教育無償化に伴いシステムを改修するため、162万円予算計上するものです。歳入につきましては、国庫補助金保育料システム改修事業補助金を81万円予算計上致します。

次に、3の26ページをお願いします。

(5)の一時預かり事業補助金の減額理由につきましては、当初市内の市立幼稚園と認定こども園、計6園になりますが、そちらにおきまして事業を実施するものと見込んでおりましたが、補助事業を行う施設がなかったため、全額の811万円を減額補正するもの

です。この補助金につきましては、今年度からの子ども・子育て支援新制度で新設された補助事業で、1号の児童、今までの幼稚園部分の児童になりますが、その児童の延長保育事業になります。その延長保育部分に専任の職員を雇用した場合に補助対象となるもので、専任の職員を雇用しなくても延長の預かりには対応できるため、利用がなかったものです。歳入につきましては、子ども・子育て支援交付金の国県補助金をそれぞれ270万3,000円減額致します。

次に、(6)施設型給付費につきましては、施設型給付費のもととなる公定価格が平成27年度の国家公務員給与の改定に応じて、保育士等の人件費を4月にさかのぼって1.9%程度増額となったこと、それと子ども・子育て支援新制度において各施設が徴収する保育料について施設型給付費の基準額から差し引いて支給しますが、その保育料の額が当初予算に比べて実績で減額になったため、2,930万円増額致します。歳入につきましては、保育所運営負担金の国庫負担金910万3,000円、県負担金1,357万6,000円をそれぞれ増額致します。

次に、(7)母子生活支援施設措置費につきましては、入所世帯数を当初4世帯、延べ48カ月と見込んでおりましたが、実績が3世帯、延べ24カ月と下回る見込みとなったため、833万1,000円減額致します。歳入につきましては、母子生活支援施設措置費負担金の国庫負担金416万5,000円、県負担金208万3,000円をそれぞれ減額致します。

次に、3の22ページをお開きください。

歳入になりますが、(1)保育所運営費負担金から(5)の子育て世帯臨時特例給付事業補助金につきましては、歳出の方で説明したとおりになります。

(6)の放課後児童健全育成事業補助金につきましては、子ども・子育て支援新制度が開始したことに伴いまして、この補助金から、次のページになります(7)の子ども・子育て支援交付金へ移行したため、全額の1,891万1,000円を減額するとともに、(7)の方の子ども・子育て支援交付金の国県補助金を1,552万2,000円増額しますが、一時預かり事業補助金が270万3,000円減額になり、差し引きして1,281万9,000円を国・県それぞれ増額致します。

次に、最後のページになりますが、3の28ページをお開きください。

繰越明許費は利用者負担減額措置を実施することに伴うシステム改修委託料162万円について年度内に事業を完了することができないため、平成28年度に繰り越すものであ

ります。

子ども福祉室関係の平成27年度一般会計補正予算（第4号）の内容につきましては以上になります。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明について質疑のある方は順次挙手にしてお願いします。

松本委員。

松本さん、マイクをお願いします。

委員（松本 進君） 1つ、1の15の個人番号に関わって端的に質問します。

この補正予算で何件、発行の追加ということになるのか。トータルで1,600万円いくようになるでしょうけど、トータルで何件発行になるのかということで。それと、番号の通知に当たっての何%ぐらいになるのかということをもまず聞いておきたいと。

それから、2点目は2の5の中央環境衛生組合負担金、ここの施設整備の減額についてちょっともう少し説明を求めておきたいと。この減額理由と今後の対応について説明してください。

以上です。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） この交付金が何件分に当たるかということでございますが、先ほども説明しましたように、交付金と補助金の補正につきましては国の補正予算が増額されたもので、市の補正も増額しておりますけれども、国が発行件数何件分に対して幾らという補正ではなくて、その市の規模によって増額を決めておりますので、これは発行分ではございません。

本市の交付枚数でございますが、2月22日現在でマイナンバーカードの申請者数が1,846人で、既に交付通知書を送付している数が900人で、既に交付済みの方が560人となっております。

ちょっとパーセンテージ出しておりませんが、市の6%ぐらいにはいっているんじゃないかと思えます。

委員長（高重洋介君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 続きまして、資料2の5、広域負担金の補正内容について説明をさせていただきます。

新施設の整備に関しましては、今年度敷地の取得及び造成工事費を予定しておりました

が、用地取得に関わりまして、林野庁との調整に時間を要し、今年度中の用地取得が困難となったため、事業費ベースでございますけれども、用地取得費5億7,600万円、立木等の補償費1,300万円、また造成工事費7億4,005万7,000円の減額をされたため、これに伴います負担金1億5,006万円の減額補正をするものでございます。

なお、これらの予算につきましては、平成28年度予算に改めて計上を致しまして事業を推進するものとしております。

以上です。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 2点お伺いしたいと思います。

1の21、がん検診の委託料についてなんですけれども、大腸がんの検診の受診者を437人と見込んでいたけれども、実績は147人だったと。これちょっと見込みと実績の余りにも幅があるということ、何が考えられるのか。例えば子宮頸がんの受診とか乳がんの受診率は若干伸びてきていると。それに伴い県の方のがん検診等は60%を目指そうじゃないかということとは余りにも見込みと実績がかけ離れている大腸がん、これをどのように分析されているのかをお伺いしたいと思います。

それともう一点、臨時給付金なんですけれども、臨時福祉給付金、これも実績が5,816人ということで下回ったということなんですけれども、そもそも対象者の内容、ちょっと御確認をさせて頂きたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民健康課長。

市民健康課長（森重美紀君） がん検診委託料の見込みと実績の差についてでございますが、こちらに書いている437人と見込んでいたが、147人となっているのは、医療検診で受診している大腸がん検診の見込みでございます。今年度までは大腸がんについてはクーポン事業の対象者、5歳刻みの方が対象者になるんですけれども、対象者のみ医療機関で大腸がんは受診できる状態でございます。そのクーポン事業の対象者の見込みを30%と見込みまして、437人を見込んで147人という結果でございましたが、集団検診でも大腸がん検診を受診しておられまして、1,100人と見込んで1,085人の方が受診をされております。今後、大腸がん検診の医療機関検診についても拡大していく予定でございますので、また医療機関の検診についても周知を図っていきたいと考えております。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 臨時福祉給付金でございますが、こちらにつきましては平成26年度から実施されておまして、平成27年度も引き続き行われたものです。

内容と致しましては、低所得者の方に対しまして、消費税率引き上げ5%から8%に、この影響によりますものを緩和するため、簡素な給付措置として実施されております。

対象者につきましては、市町村民税のうち、均等割が課税されていない方、ただしその均等割が課税されている方の扶養親族等、また生活保護の被保護者等の方は除くということでございます。支給額につきましては、支給対象者1人につき、27年度につきましては、6,000円でございます。26年度は1万円でございます。また、26年度には年金受給者等への5,000円の加算はございましたが、27年度はございません。支給対象者1人につき6,000円というものでございます。

このたび補正でもう一点上げております年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますが、こちらにつきましては、この臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方が対象ということでございます。基準日は平成27年1月1日現在ということで、支給額につきましては対象者1人につき3万円というものでございます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 先ほどのがん検診に関わることであれば、医療機関の受診率が低いということで、集団検診の方がもう圧倒的に多いというふうに、大腸がん。それで、大腸がんは5年刻みということでよろしいですか、5歳刻み。今年度だけ。

市民健康課長（森重美紀君） 医療機関で受診ができるのが5歳刻み。

委員（道法知江君） 5歳刻み。

市民健康課長（森重美紀君） 集団検診はございません。

委員（道法知江君） 5歳刻みはないですね。はい、確認です。

それと、先ほどの臨時給付金なんですけども、これはよく給付金ということで、例えば県内において実際に実施された方と、実績として支給された方、残った方というのは県内においても一律情報としてわかるものなのか、公表されるものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） この給付の状況につきましては、県が取りまとめて、一定には

公表はされておりました、本市の場合も約90%ということですが、他市においても、どうしても申請主義ということもございまして、申請の勧奨はしておりますが、なかなか100%にはならないというのが実情と考えております。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、午後1時まで休憩をしたいと思います。ありがとうございました。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

議案第4号の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、産業振興課の方から議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書の23ページをお開きください。

この条例案につきましては、地域再生法の一部が改正されたことに伴いまして、市内に企業が本社機能に移転する場合に、固定資産税の不均一課税を行うことができるようにするため、必要な規定を整備するというものでございます。

この改正法の概要でございますが、地方創生を推進するためには東京への人口の過度な集中を是正する必要があることから、企業の地方拠点強化を促進することとされ、本社機能に移転、拡充する事業者に対し支援することとされたものであります。

具体的には、市内に東京23区から本社機能に移転する事業者、これを移転型と呼びますが、この移転型と地方における本社機能を拡充する事業者、これは拡充型と呼びますが、これらの事業者に対しまして3年間の固定資産税の不均一課税を行うというものであります。

まず、移転型につきましては、固定資産税率を1.4%から1年目10分の1の0.14%、2年目4分の1の0.35%、3年目2分の1の0.7%としまして、拡充型につきましては、固定資産税率を1.4%から1年目10分の1の0.14%、2年目3分の1の0.467%、3年目は3分の2の0.933%としまして、地方拠点の強化拡充を

行う企業を支援するものでございます。

不均一課税を行うことによります減収分につきましては、本市の場合は地方交付税によりまして4分の3の減収補填を行うこととされているものでございます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明について質疑のある方は挙手にてお願いします。

道法委員。

委員（道法知江君） 地方が定める地方税制ということで不均一課税の制度ということだと思っておりますけど、償却設備と構築物と土地というふうなことではないかなと思っておりますけど、これ公益上いろんな事由によって必要がある場合はその条例で定めることができるということで今言われているんだと思っておりますけど、例えば対象業種とかあるのか、対象になる業種があるのか、また取得の価格とかというものはあるのか。例えば資本金に対してとかというものはあるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいなと思います。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 今の御質問にお答えを致します。

まず、対象業種ということでございますけども、今回のこの条例案につきましては、東京への一極集中を是正すること、また地方創生を推進することを目的としておりまして、先ほど申し上げました移転型につきましては、東京23区から本社機能を移すという場合でございますので、特に対象業種というのは定めておりません。

それで、本社機能ですけども、基本的に事務所ですとか研究所ですとか研修所とか、そういったものでございますので、例えば支所ですとか支店ですとか、そういったものは対象にならないということでございます。

ですので、取得価格ということではございませんので、とにかくそういう本社の機能を地方へ移転するという場合に、その固定資産税が対象になるということでございます。どうぞよろしくをお願いします。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 例えばその製造事業とか、いろんな有線放送の事業とか情報通信の事業とか農林水産業の販売事業とか、いろいろあると思っておりますけど、そういう対象事業というのはなしに、どんな事業でもいいということの理解でよろしいのでしょうか。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） はい、業種は特に問うておりませんので、どんな業種でも

結構でございます。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 1つは、こういった固定資産税の優遇措置をやるということですから、やるからにはちょっと歯どめが要るといのは具体的にこういう業種が竹原市の方に来て、固定資産税を優遇措置をするよという場合で、その3年間ということでしたけれども、もう一つは例えば竹原市内の雇用というのか、そこに結びつく、雇用はわかりやすいから一つはあるんですけども、そういった何か要るんじゃないのかなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

具体的にちょっとイメージが、新聞、テレビで具体的によそへ来るとかというのが余り聞いたことがないんで、今後予定されるというのがあれば一番いんだけども、そこを含めてイメージとしてこういう移転型があった場合とかを含めて雇用がやっぱり具体的にこれだけ竹原市でないといけんのじゃないのかなと、優遇措置をしてもという意味でちょっとイメージとして具体例があれば、想定するのがあれば聞いておきたいと思います。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） 国の方が説明されておられますのが、これまでの事例として、ちょっと具体的な企業名をあえて挙げさせていただきますが、小松フォークリフトさんが東京から北陸の方へ本社を移転されて、その移転を機に雇用が創出された。また、人口も増えたというような事例があったということから、そういうふうな地方に本社が移転すれば、雇用増、人口増につながるということで、これを推進していくというふうな御説明されておられますので、そのように我々も期待はしているところでございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 例えばちょっとわかりやすくしてもらいたい、例えば流通工業団地へまだスペースがあるから、そこにこういったさつき業種とかいろいろあったけれども、いろんな企業が移転されたり拡充されたりということの場合、あと今度はその事例が起こった場合、例えば雇用奨励金なんかでしたら、今ある制度がありますよね。そこの方の活用なんかというのが1つと、私はそこが一番具体的なのかなと思うんだけども、ほかの竹原市の工業団地以外のところでこういう機能が移せる場所とかスペースとかというのはちょっと余り聞いたことがないから、今から開発してというんだったら間に合わないと思って、その流通団地の空いたスペースの一つはこういう企業が見込まれる。その場合は雇用

奨励金などを活用して、こういう期待できるというのがそのイメージかなと思うんですが、そこだけちょっともう一回確認を。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） おっしゃられるように、確かに工業団地へ進出して頂ければ優遇制度、県も市も設けておりますので、そういったものも活用できると。さらに、この期間に本社機能を移転して頂ければ、こういった不均一課税の制度も利用できるということでございます。ですので、この今回の条例案につきましては、工業団地だけに限らず、市内の適地に移転をして頂ければ対象になるということでございますので、我々としても引き続き企業誘致には努力してまいりたいと思っております。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 何かちょっと余り受け身過ぎるなというんがあったようで気になるのは、こういう制度がもしあったとして、移転したり拡充したりというんだったら、例えば受け皿として工業団地のここにありますよということをお願いしないと誰も来ませんよ、それは。もしそういうことを考えた人があったとしても。小松のフォークリフトがあって、それだけスペースが要るわけだからね。だから、工業団地なり流通団地の分のこれだけスペースがあって、市としてアピールするような仕組みもつukらないといけないしね。ただ国が制度をつくったから、条例だけ改正しときゃあいいよと、あとは何とか来なさいというだけじゃたら意味がないですよ、誰でも来るはずないんじやから。流通団地のあのアンケートを見てくださいや。

ですから、そこがこういう条例をつくるからには、市としていろんな関係課への、国、県とかいろんな働きかけがやっぱり準備されているかなという、そこは聞こえてこないからちょっと心配になって確認しておきたい。

委員長（高重洋介君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） この固定資産税の不均一課税の条例につきましては、これは御存じのように地域再生法の改正によりまして、地方が地域再生計画をつくることによってこういった不均一課税ができるというような形になっておりますので、今広島県と県内23市町が共同してこの地域再生計画をつくっております。この中でその移転型の地域と拡充型の地域というのを定めまして、それでもう一つはその中で不均一課税ができるんですけど、県は事業税とか不動産取得税等の不均一課税の方をやりますと。そして、地方自治体においては固定資産税についての不均一課税をやりますと。そのためには地方自治

体がそれぞれ条例で定めるなりしなくてはならないので、今回その条例を定めて竹原市においても不均一課税ができるようにということで今させて頂いているというふうに御理解を頂いたらというふうに思います。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私がちょっと言いたいのは、国の制度なりいろんな制度でこういう事をやるんだらうけども、竹原市だって考えなくてはいけないのは、ただこういう分があって整備しなさいというのがあるからしとくという、ちょっと受け身の分だけじゃなくて、私が言うたのはさっき言った具体例としてこの流通団地が例えば空きがあるから、そこに来てくださいと、拡充してくださいと、そのためにこういう受け皿として準備しますよという分と同時に、やっぱりそれは県とかそういうのにアプローチしないと、それやっぱりわざわざ受け皿をつくっとるわけだから。ただ、待っただけじゃあ、何も雇用は生まれないというんが大分気になるわけです。だから、こういうせっかくつくるからには、この準備と同時に竹原市がいかに雇用創出のために企業誘致の一環としてこういうこともやるよという取組が全然何か見えんなという気がするんでちょっと気になるんですが、何か言えんけども、そういう準備があると思ったりするのですが。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほどちょっと部長の方から説明させて頂きましたけど、地域再生計画というのを県の方が計画をつくります。その中につきましては、県内の各市町における工業団地あるいは流通団地という部分に対してどういう働きかけをするか、それは企業に対してでありますとか、関係団体がどういうふうに協力するかというのを定められております。その定められたものに基づきまして様々な市とか県とか、関係機関が協力してセミナーの開催でありますとか、その企業誘致というような活動を行いながら、企業誘致を図った上で本社移転をして頂くとか、機能拡充をして頂くというのをやります。ただ、それらにつきましては、事業計画書というのを出して頂きまして、その事業計画書に基づいて雇用の人数が幾ら要るか、大企業であれば常時雇用が10人だったと思いますけど、中小企業だと5人というような要件を当てはめまして、それに合致しているものについてこういう助成といいますかを行っていかうという仕組みになっておりますので、御理解頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） そのほか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 総括質疑でも言うたけど、私は今の提案される側のまだ一知半解なんじゃ思うと。そして、質問される方も地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税ということが理解できてないよ。それで、地域再生法そのものもなかなかちょっと法律だから、わかりづらい。そして、確かにまずこの法律等で言えば、その地域創生が東京一極集中の是正で、首都圏からの本社機能の移転とかいろいろ言われと。ところが、そうではないわけ。そして、とりわけ今回提案されておる不均一課税というのはそうしたことはないわけ。

そして、今の地域再生法とか施行令で言うと、例えば地方再生法で言うと第5条の第4項4号、地方活力向上地域、これは産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域なんよの、首都圏。そして、それだけじゃなくて、それ以外の地域で、かつ当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を言うと、こう言われている。

そして、施行令で言うと、どこに該当するかというと、第1条の特定政策課題なんよの。そして、それは1つが地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成とか、第2号において地域における未利用の、または利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興なんよの。だから、本来ならば提案においては、この竹原市における未利用の、または利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興を図るための固定資産税の優遇措置ですよと、こうなるわけ。だから、マスコミ的なその東京の一極集中の是正のところだけで捕らわれて、今の地域再生法の全体の構図と、そしてその地域創生というか、これとのそのイメージがごっちゃになってしまった提案になつとるわけ、多分。

だから、改めて聞くけれども、今部長とか副市長の方からあったけれども、広島県が策定をした、もちろん広島県全体を入れているよ、市町村の23市町も入れているわけでしょう。そして、その中で地域再生計画を策定をして、内閣府の認定を受けたということよの、そうでしょう。そうすると、今までの全体が広島県が策定した地域再生計画が一体全体、もちろん竹原は入っているわけでしょう、今言ったように未利用の、または利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興ということで、その乙井谷の工業団地への研修施設の誘致ということですね、そういうことでしょう。そうすると、広島県全体における竹原市のはわかったが、じゃあ一体全体よそはどういうふうな計画をされているんかということが、ちょっと全体を理解するために、同時にはっきり言うとその地域再生計画の中において竹原市はその未利用土地の有効活用とそのことが竹原市の活性化につながるという位置付けよの。じゃあ、ほかに認定を受けているところはということなんか。そうし

た全体計画の中における今回の竹原市の提案が本当に今議論があったような活性化に本当につながるようなものなんかどうかということを実際に議論せにゃあいけんし、そのところの検討をせにゃあいけん。そうした意味で、広島県が策定した地域再生計画の概要について御説明をして頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 地域再生計画の部分の全体のお話でいきますと、おっしゃられるように企業誘致の部分だけを特定しているものではございませんで、それ以外の地域が自立して自主性を持っているような活性化に取り組むものについて幅広く省庁横断的にいろいろな支援をしていきたいと思いますというような大きなコンセプトに基づいていろいろな事業が行われております。

今回、県の方が再生プロジェクトというふうな形で、県下全域をこの地域再生法に基づいて再生計画をつくったものにつきましては、企業のリーマン・ショック以降、産業集積という部分について県のそれぞれ持っている企業のポテンシャルという部分が十分に発揮できていないというような状況があります。東部でありますとか西部でありますとか、それぞれの地域が持つ有効な資源といいますか、能力というものを活性化するためにそれぞれの地域において、先ほどおっしゃられましたような工業団地の部分の未利用地の部分を含めまして、さらにはその機能移転することによって産学官連携を行うことによって新たな活力が生まれるんじゃないかというような大きなコンセプトに基づいて動いていこうという仕組みでございます。

で、それぞれについて、今回の部分につきましては、市としまして税制優遇というような形の部分を県と連動してやっていきたいというふうに考えているということで御提案させて頂いたというふうに御理解頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） もう広島県のホームページで公表している、だからはっきり言うと、今言うた首都圏からの移転をする企業というのは、前川製作所よ。これが東広島市高屋台2丁目、ここへ来るわけ。

そして、拡充型の事業で言えば、今言うたように特定の地域政策課題へ応えるということで、別に首都圏でのうても、広島県の中でもええ話よの。そして、それでしているんが、1つは尾道市の因島、ここの三和ドック、そして中外テクノス、これが広島市の佐伯区。そして、竹原市の場合は、乙井谷の工業団地へシーエックスアール、これが事業拡張

に伴う人材育成の充実を図るため、竹原市において研修施設を整備すると、こうよの。そして、調べたところ、研修施設だって別に宿泊施設も何もない。そして、シーエックスアールというのは、その非破壊検査というか、こうした分ですよ。そして、結局は今議論があったように、雇用とかなんとかは直接関係はない。関係はないけれども、特定政策課題であるところの、いつも松本委員が質問されとるように、50億円も60億円もかけて造成をした工業団地が寝とるから、そこへ当てはめておけということだったんで、別にそのこと自体が竹原市の雇用にもそれほど直接的な活性化にも、もっと言えば大々的に宣伝されている地方創生、これに県とか竹原市にとっては渡りに船じゃったけれども、そうした竹原市の直接の活性化効果は期待できないと思うが、この点についてどう思われますか。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 現在、県の方が地域再生計画に基づいて申請させて頂いているものにつきましては、今委員の方から御紹介頂いた各企業でございます。これにつきましては、事業計画の申請というものがございまして、一定の期間がございますので、それ以外にも同様な思いを持たれて機能拡充をしようとか、あるいは大都市圏から移転をしてこようというものにつきましては、幅広に取り組んでいきたいということを考えておりますので、そういう面につきましては、今後我々の方も関係機関と連携しながら、そういう形につながるような形にして雇用促進というものを含めて取り組んでいきたいということでここに組み込ませて頂いたというふうに御理解頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっとマスコミ的にも地方創生というと過大な期待を持ったりとか、ある意味幻想というかというようなものを持ちがちなんよね。この地方再生法は、平成17年にできている。そして、その平成17年に制定施行されて以降、竹原市もこの地方再生法に基づくいろんな事業認可というか、交付金の交付も含めて受けている。そうした延長上に今回出てきているわけで、そしてそれが果たして今マスコミ的に注目されているような直接的に竹原市の雇用であるとか、そうしたものに期待をしてええような状況なんかどうかは、その地域再生法に基づく再生計画を受けてやってきた竹原市の、その事業の過程を見れば、私はわかると思う。そして、そこで今の平成17年の地域再生法の制定施行以来、竹原市が事業認可を受けてきた地域再生法の中身について時系列でちょっと説明を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 済みません、現段階で過去の地域再生法に基づいて行った事業という部分についてはちょっと今持ち合わせておりませんので、また情報提供させて頂ければと思います。

おっしゃられましたように、地域再生法に関わる部分につきましては、前段、先ほどお話しさせて頂いたように、様々な取組が可能になっております。今回の部分だけで全てというわけではなくて、いろんな取組をやることによって制度として、制度としてといいますか、取組として相乗効果が生まれてくるのではないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私は資料を持っているが、あえてしないが、言うように一つ出た提案も、なかなか地域再生法から地域再生計画法、それで広島県が事業認可を受けた、そして当然その下に竹原市もある。そうしたいろんな全体像とか、今までの事業施行というか、これのプロセスを経ていかんと、過大な期待に基づくすれ違いの議論になる思う。

ですから、提案をされる時は、やっぱり文言の表現も、明らかに首都圏からの移転ではないわけだから、拡充型の事業でしょ、今回はよ。そうじゃろう、特定の地域政策課題に應えるという部分だから。首都圏からの移転ではないわけ。だから、そのところは、いやいや、だからそのところは事態を、提案をされとる議案が議員においても簡潔に理解できるような表現方法を求めたいと思うが、この点について改めて副市長の答弁を求めます。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回の部分につきまして、説明の部分がちょっと不十分だった部分があるのではないかというふうに思います。背景も含めて少し解きほぐすといいますか、背景が少しわかるような形で委員会においては説明させて頂きたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 竹原市、40年ぐらいは企業は来とらん思うんですが、45年ぐらいになるんですか。海岸線に企業が来たというんで、吉名のガード下を通過してガードの下まで行ったら、引き返して帰った事例があるんよ。私がいつも言っているように、吉名竹原線の道路は喫緊の課題なんですよ、こういうものを生かそう思うたら。企業誘致のこ

れもとになるわけだから、この条例が。そうすると、これ竹原工業が竹原市の誘致企業の1号なんです。あれは御承知のように3社が合弁会社じゃが、今度ボードが売れないということでやめたんですね、去年。担当職員にもすぐ耳打ちをして行ってから、面積とか今後の状況はどうかというような話もしたんですが、ほかにもうちに話が来とるんじゃが、東広島は5遍来たら、竹原市は一遍も行かんのよ、用地買収でも。

だから、こういうものをつくってどういうように生かすかというのは、やっぱり職員のやる気なんよ。だから、私は今竹原工業も産廃が大変活発になって雇用もやっています。そして、昔のボードは全部やめたんで、従業員も皆首を切ったんじゃが、今はその産業廃棄物、家を解体したりするのは三原市や尾道市も大変活用してもらっているのですが、この前尾道の市長と会うたからお礼は言うと思ったんですが。

そういうことで、ボードも何とかやりたい思うて、電発の灰をもろうて広大で相当研究したんですが、そういう流れというのは竹原市は何も知らんけん、だから企業へやっぱり回って、どういう情報があるか、東京会じゃ竹原会じゃというようなんがあるが、一回も利益になったことはない、行くだけで。だから、もうちょっと既存の企業へ回らせてから、やっぱり企業が気安うこうじゃが、ああじゃがというような情報交換できるような体制をつくらんと、こんなもん何ぼつくってもだめよ。そういうことだけお願いしときます。

委員長（高重洋介君） 答弁はいいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、続いて議案第5号の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは続いて、議案第5号竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案につきまして御説明をさせていただきます。

議案書27ページをお開きください。

この条例案につきましては、消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理等に関する基準につきまして条例で定めることとされたことによりまして必要な規定を整理するというものでございます。

現在は要綱を定めて運用をしておりますが、今回消費生活センターにおける職員の配置、相談員の資格また処遇または情報の安全管理等について条例で定めることとしたとい

うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ致します。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明に質疑のある方は挙手にてお願ひします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1つは、こういう条例を制定されて、市の関わりと申しますか、その関連もあるわけですが、要するに人とか資格とか、そういった今説明があったわけですが、条例によって変わるところはどう変わるのかというんがあれば、ちょっと聞きたいのと、それでもう一つは、こういう位置付けがはっきりされて、いろんな今消費生活の相談と申しますか、特に悪質のいろんな商売なんかがあつて、そこへのいろんな詐欺とかいろんなことを含めて、いかに早く対応するかということで、ちょっといろいろ新聞見てたら、例えば愛媛県宇和島市なんかは4市で見守りネットワークというんがつくられとつて、それどういうことかという、例えば民生委員とかホームヘルパーとか、いろんなやっぱりこういう高齢者とか、その接するお世話している人たちがこういった直接そういう消費生活の苦情、相談と申しますか、受けたら、高齢者からこういうことがあつただけでも、どうかねという相談を受けたら、こういうヘルパーさんとかそういう接している方々が即消費者センターへ連携をとつて解決を図るといふような、これは愛媛県の宇和島市の例ですけれども。

竹原市では例えば今ある民生委員とか、いろんなヘルパーさんとか、それぞれの仕事があつて、またプラスになるようなことはちょっとあれなんですけど、その仕事も増えるといふのはちょっと大変だなといふのもありますけれども、一つのそういう障害者、高齢者の方の接している分、この消費者のトラブルを解決するといふのは、すぐ要るんじゃないかなと思ひますけども、竹原市の場合は今はどういふふうな運用が行われているのかなと。要するにヘルパーさんとか民生委員の見守り隊とかなんかが、何かあつたら苦情が連絡して解決するよになつていふことがあるのかどうかを含めてちょっと聞いておきたいと。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） まず、現在は要綱によつて消費生活相談業務といふのをやっております。このたび消費者安全法が平成26年6月に改正をされまして、2年以内に施行されるということから、この4月に施行されるということになりまして、それに伴つて条例の制定を行うといふものでございます。

特に業務自体に要綱から条例に変わって何か特に大きな変更があるということはありませんが、今までどおり午前10時から4時まで週5日、消費生活相談業務を行っておりますので、また現在いる相談員はその資格についてもその条例で定めるとおりの資格を有している相談員を配置しておりますので、特に変わるということはないというふうに思っております。

それから、消費生活相談業務の連携という御質問でございます。当然高齢者の方とか、直接御相談できないという場合には、御家族の方ですとか近所の方、あるいはそういうヘルパーの方とかを通じて御相談は頂いているということは今でもございます。また、相談内容によりましては、相談員だけでは解決できないということも多々ございますので、弁護士等の法律の専門家ですとか、またそういう福祉関係の方へ相談内容を引き継ぐというようなこともさせて頂いておりますので、そういった連携というのは今後もとっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確かに今もやられているんでしょうけれども、より被害情報を早くつかんで早く対応するというのを今、一つは見守りのネットワークという面で紹介したんですね。ですから、さっき言った民生委員がいろんな御負担、高齢者のお世話をされているとかヘルパーさんとかという身近なつながりのある方がすぐぱっと相談できて発見できてつなげてといいますか、消費者相談センターの人に専門家につないでいくということの部分がないと、なかなかそこらがずっと被害が後になってわかるというよりは、ちょっとでも早くおかしいなと思ったら、その相談相手があれば早く解決できるのではないかなという意味での改善が要るんじゃないかという思いです。

ですから、今もいろんな形での相談が入っているんでしょうけれども、特に被害、いろいろ高齢化、いろんな障害者とかを含めたこういう被害情報を早くつかんで対応するという面でのちょっと研究調査をしてほしいなど。ちょっと意見だけ挙げておきたいと。

委員長（高重洋介君） 答弁いいですか。

そのほかございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 消費者安全法の規定により消費者センターという、いわゆる今現在あるのは産業振興課内の相談室というふうな状況だと思うんですけども、それがセンター

という名称に変わるのか。

それと、28ページの第4条のところでは相談員の資格試験に合格した者、不当景品類及び不当表示防止法等のというのがありますが、その等というのはどういった内容なのか、それをお聞きしたいなと思います。現段階では消費者相談員が1人おられると思うんですけど。余り内容的には変わらないというようなことだったんですけど、この等というのがよくわからない。この等の中にどういう内容なのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

委員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） まず、今は消費生活相談室という名称でございますが、週4日以上、相談室を開設すれば消費生活センターという機能は取得できるということでございますので、一応名称は室ですけども、そういう消費生活センターと国が定めるセンター機能というのは有しているということでございますので。今もう消費生活相談室ということで平成15年から設置しておりますので、市民の方にもなじんでいるということから、名称はそのままいくことに致しております。

それから、相談員の資格でございますけども、現在の相談員は消費生活専門相談員資格と消費生活アドバイザー資格というのを取得しております。これは国の方の国民生活センターの方の資格でございますので、これはこの条例で定める消費生活相談員資格試験に合格した者というものに準ずるということで、この項目には今の相談員はクリアしているという扱いでさせて頂くことにしております。

それで、済みません、この法律の名称のところの等というところなんですけど、申しわけございません、ちょっとこの内容が把握できておりませんので、またこれは後ほど調査しまして回答させて頂ければと思います。申しわけございません。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） おそらくこの等というのが、その等の中の意味というのが、消費者安全法という消費者に対する安全法が入っているのではないかなというふうに思うんですけども、それまた確認して頂いて、また御報告頂ければというふうに思っております。

現段階において相談件数なんですけれども、相談件数は大体どれぐらいなのか、また解決数、解決には満たないんですけども、それぞれの専門分野のところにお伝えしているとか、そういった動きがちょっとわかれば教えて頂きたいと思います。

あと、消費者庁があって、消費者庁の方ではホットラインで188、そこからまた全国

の方の消費者相談窓口の方につながるっていうことも全国的には御存知だと思うんですけども、そういったやりとりがあって、結局竹原市の相談員の方に御連絡するんだけども、最後はまたいろいろ消費者庁の方につなげて頂くということもあったりするのも事実ではないかなというふうに感じております。それも含めた上で、今現段階の相談件数、先ほど松本委員もおっしゃいましたけど、いろんなところで悪徳商法というんですか、どんどん増えているというのも実態としてあると思うんですけど、そうなるとお一人で週に5日間ということで、昼の休憩も1時間あるということですので、その中で十分に機能がされているのかどうかということもお聞きしたい。

それと、電話の無料相談というのは、事実今はホットラインとして残っているのかどうか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

員長（高重洋介君） 産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） まず、1点目の相談件数でございますけども、過去5年間申し上げますと、平成23年は230件、平成24年が218件、平成25年が230件、平成26年も230件、昨年平成27年は229件、ほぼ横ばいの状況でございます。

解決数ですけども、一応先ほど少し申し上げましたが、弁護士等の法律の専門家へおつなぎするとか、相談員で解決できないっていうような場合には、そういった関係機関におつなぎをしておりますので、ほぼ解決はしているというふうに理解しております。

それから、全国の消費生活センターとは消費生活センター機能を有しておりますのでオンラインで接続する、これはP I O-N E Tというふうに名称、呼ぶんですけども、そういった接続をする、そういう機器を導入を致しておりますので、オンラインでテレビ電話のような形で県ですとか全国の方の、そういう相談業務が非常に複雑とか難しい場合には、そういったところともオンラインで接続して、より専門的な方と相談ができるというような体制は致しているところでございます。

配置は相談員は1名ということで、今のところは1名で今の件数で十分できているという状況でございます。

委員長（高重洋介君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） それでは続きまして、議案第20号の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） 建設産業部上下水道課の議案第20号平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を説明致します。

議案等補足説明資料の2の1ページをお開きください。

特別会計補正予算に係るものにつきましては2の1、2の2ページに、一般会計に係るものにつきましては2の4ページにそれぞれ状況を示しております。

最初に2の1ページをお開きください。

歳入につきましては、実施見込み額から下水道分担金136万7,000円、下水道事業補助事業補助金710万円、下水道事業債3,050万円をそれぞれ減額し、下水道使用料につきましては296万円を増額するものであります。

次に、2の2ページをお開きください。

歳出につきましては、汚水対策に要する経費のうち、事業費建設費委託料421万5,000円、工事請負費1,737万5,000円を減額し、雨水対策に要する経費のうち委託料1,520万円を減額するものであります。

理由につきましては、2の3ページにお示しておりますが、歳出予算について減額の主な要因としては、予算計上額に対して国庫補助金の交付決定額が汚水対策については50万円、雨水対策については660万円の減額となったことであります。また、公共下水道事業債については、入札結果からの実施見込み額に対し、汚水対策で1,970万円、雨水対策で860万円を減額するものであります。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） ただいまの説明について質疑のある方は挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） 今説明があった雨水対策の減額補正です。ちょっと気になるのは、今国の補助金が減ったからという分で、繰り越しをやっているんでしょうけれども、これが場所の確認と、この事業をやれば雨水対策は、浸水対策というか雨水対策による被害は起こらないと、そういうふうになると理解していいんですか。

委員長（高重洋介君） 下水道課長。

上下水道課長（木村忠志君） はい、そういった内容で考えております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） この補正予算とあわせて繰り越し、現市長は市長選挙以来、公共下水道事業が大幅に遅れておると、こういう認識を示し、直近の議会においてもそういうことを示している。そして、その大幅に遅れとるという市長の認識にこの補正予算、繰り越しも含めて、市長のそうした意向に沿うものであるか、あるいはその意向にあらがうものであるか、いずれであるか答弁願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 公共下水道事業につきましては、おっしゃられるとおり竹原市の部分につきましては遅れているという認識はございます。国庫補助の部分につきましては内示減になっているという部分につきましては、我々とすれば要望額を満額ついていないという状況でございますので、そういう意味ではやっぱり進捗に影響しているということでございますので、その部分につきましては、やはり積極的にお願いをさせて頂いて、必要な部分につきましては最大限の効果が上がるように努力していきたいというふうに考えております。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 前任の上下水道課長等とのこれまでのやりとりでは、国の下水道の新規事業に対する考え方が東北大震災以降考え方が変わって、新設よりかは既存の施設の維持というか、こっちの方へ重点が変わってきて、だから予算がとれにくいんですということはずっと答弁してきたわけ。

そしてさらに言うと、にも関わらず、そういう新規の補助をとりにくい状況にも関わらず、そして加えて市長が公共下水道事業が大幅に遅れとるという認識を示しながら、なおかつ繰り越しの連続よの。ずっと繰り越してきている、毎年。そしてあわせて、上下水道課長の人事等を含めて世間的には進むわけがないねという批判が集中してるわけ。

だとするならば、まして副市長の方が、今の時点でこういう言い方をするんは酷な言い方かもわからんけど、そうするともし市長の認識が正しく、またさらに大幅に遅れとる公共下水道のさらなる進捗を図るとすれば、人事も含めた体制の刷新をしなければ補助の獲得も事業の進展もないと思うが、この点について副市長どう思うか。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 下水道事業の予算の部分につきましては、今おっしゃられましたように東北大震災以降、下水道事業に関わらず、国庫補助事業につきましては配分という部分が大きく影響しているというのはございます。一方で下水道事業の部分について見て

いきますと、全国的には一定の普及レベルに達しているというような話の中で、国の大きな動きとして、新しいといたしますか、改良系のもではなくて、施設整備の方ではなくて維持管理の方に予算の配分をシフトしていきたいという意向が働いているというのは間違いございません。ただ一方で、我々としまでも下水道事業という部分の普及率という部分につきましては、やはり竹原は遅れているという認識がございますので、これらの部分につきましては、市長会等々を通じて適切な社会資本整備の部分について確保できるようにという願いを通じながら、なるべく補助金の減額にならないようにという思いで動きはさせて頂いております。

もう一点の組織として下水道課をどうするのかという部分でございますが、今回の条例案でも御提案させて頂いておりますように、下水道事業のあるべき姿をどうするのかという部分と、よりよい執行体制、機能的な執行体制にしていきたいということで組織改編を含めて対応させて頂いているというふうに御理解頂ければと思います。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 私も港湾関係は、相当ある意味県の港湾課の課長が、もう宮原さん、出勤簿をこっちへ置いとけやというぐらい毎日のように通ったし、そして竹原港、忠海港の現状認識とか課題とか、そして将来どうあるべきかということについて一生懸命議論をして、例えば秘書課長補佐なんかとも相当突っ込んだ議論をして、なるほどなど、そりゃあ県としても応援させてもらいたいねと、おもしろいねというような形です。

そして、1つはそうした意味で人事の刷新を言ようるわけ。相当にそういう国の補助をめぐる状況が大きく変わっているとすれば、その国の方針にあらがって竹原市への公共工事予算を獲得するとすれば、経験的にも理論的にも、また理想的にも情熱的にも行動力においても相当の力量を持った人がいなくては予算の増額はならん。

どうしてかというたら、確かに今年度その下水道使用料においては、下水道への接続が増え、水量が増えたことに伴い増額補正を行うと、296万円増額補正になつとる。しかし、莫大な財政資源を投入しながらやってきて、今の接続率がどうかという問題。せつかく県の担当者としても、県からも出向していることであるし、何とかしてやりたいねと思って国へ行っても、その投資対効果という考え、観点あるいはせつかくして本当に下水道を普及させようという意欲があるんじゃないだろう、どうじゃろうかということが私今まさに問われとるんじゃないと思う。だから、なかなか増額補正も得てないというのが現状じゃないですか。本当に市長の認識が下水道工事が大幅に遅れているとすれば、まさに最適な人事

を配置しない限りは進むわけがないじゃないか。このことはあえて答弁は求めんが、はっきりと申し上げときます。

委員長（高重洋介君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 私は平成18年に議員を引退したんですが、最後の質問が小坂市長に公共下水道の継続はやるんですかということで、やりますということで引退を決意したんですが。私は当時まだけんけんごうごうとやって、実際に市長は反対派の筆頭じゃったんじゃから、だから私はそれやめても毎年、副市長も知っとるように3遍ぐらいは県の下水道課へ顔をのぞけて、うちは最後だから、一つ予算を減額しないようにお願いしますよというてずっと行ったんですが、実際今宮原委員が言うように、やっぱり繰り越しすると、能力がないんじゃないかということになるんで、やはり職員を張りつけて、現場へ、それで繰り越しはしないように。

私は当時池田代議士からも3遍呼ばれて、この事業を無くしたら、竹原は何もないということ。当時の小坂隆市長がお願いして、当時池田代議士がかなり無理して事業化したんですからということで、ずっとその流れが来たんですが、人事をどうするかというのはおたくの方の考えだが。だから、やっぱり熱意を持ってやってもらわんと。それから、私はいつも職員の皆さんに言うんですが、これ椅子へ座っとらんで、やっぱり接続してもらうのを、1件でも接続したら原資になるんだからということでお願いしておるんですが、そこらも含めてできるだけ繰り越ししないように。宇野さん、予算つけてもこれ見んさい、残しているでしょうがと言われたら、やっぱり次の予算の要求に直接差しさわるんで、その点について一言だけ副市長の御見解。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今おっしゃられるように、年度主義ということを考えますと、やはり予算につきましては年度ごとにその効果が発現するように取り組むというのが正しい姿だと思います。

現在の状況と致しまして繰り越しが多く発生しているという部分につきましては、我々としてもちょっと危機感を抱いておりますので、その部分につきましては全体的な執行体制も含めて改善していきたいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでありますので、これよりその他関連議案に移ります。

議案第17号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）並びに行政報告について順次説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、平成27年度の一般会計補正予算につきまして産業振興課の方からまず説明をさせていただきます。

補正予算書では、26ページから29ページ、それから58ページ、59ページとあと62ページ、63ページが産業振興課の関係する補正予算でございますが、説明につきましては、議案等補足説明資料の方を見て頂きながら説明をさせて頂ければと思います。

それでは、補足説明資料の1の4ページをお開きください。

歳出の方から説明をさせていただきます。

まず、（1）の農林水産物未来創造プラン策定委託料につきましては、1,297万4,000円を減額するというものでございます。内容でございますけども、昨年9月議会の補正予算におきまして、国の地方創生交付金を活用して担い手の減少や生産量の低下、また所得の減少など多くの課題を抱えている本市の1次産業の活性化を図るため、販売量強化に向けた効果的な取組を検討するプランを策定するということとしておりましたが、国の交付金が不採択となったため、一部の業務のみ一般財源で実施致しまして、残額1,297万4,000円を減額するというものでございます。

それから、（2）番の観光情報発信事業経費でございます。まず、観光情報発信委託料723万6,000円とそれからインバウンド観光促進事業負担金700万円、それから観光ポータルサイト更新事業補助金400万円、合計1,823万6,000円を追加計上しているものでございます。

まず、インバウンド観光促進事業負担金でございますが、平成28年、今年の1月20日に成立しました国の補正予算に計上された地方創生の本格展開のための地方創生加速化交付金を活用しまして、東広島市等と広域的に連携をしながら外国人観光客の誘客を図るとともに、受け入れ態勢を整えるというものでございます。この内容につきましては、東広島市、また広島県、それから観光協会、あと民間企業で協議会を構成しまして、この協議会に負担金を支出するというもので、主なターゲットの国を台湾と致しまして、台湾からの個人旅行客の誘客促進に係るプロモーション事業等を行うというものでございます。台湾の有名タレントを使った情報発信と情報拡散、そして竹原市と東広島市の両市を周遊する定額タクシーの運行支援、また両市合同の多言語のガイドマップの作成などを行って

いきたいと考えております。

それから、観光情報発信委託料723万6,000円と観光ポータルサイト更新事業補助金400万円でございますが、これは本市の単独事業と致しまして、観光客が現地を訪れたような疑似体験が可能となるバーチャルリアリティー技術を活用した多言語対応のコンテンツの構築ですとか、あとは観光ポータルサイトのリニューアルと多言語化による情報発信強化に対する予算について追加計上するというものでございます。

なお、この単独事業に関する予算につきましては、新年度当初予算にも計上させて頂いております。交付金の申請が国に採択されますと、国の10分の10の交付金が活用できますので、今回補正予算においても計上しているものでございます。

財源につきましては、地方創生加速化交付金を100%充当するというものでございます。

続きまして、1の5ページの(3)の中山間地域等直接事業補助金でございます。725万2,000円を減額するというものでございます。内容につきましては、今年度から5年間の第4期の対策が始まりまして、第3期対策に参加しておりました11の地域のうち2地域が取りやめることになりまして、ただ新たにまたほかの2地域が参加することになりましたので、参加地域数に変動はございませんが、対象の農用地が減少したため、その減少に伴って減額するというものでございます。

その下の(4)番、農業用施設整備に要する地元施工原材料につきましては120万円を減額するというものでございます。農業用施設——農道とか水路でございますが——の修繕を地元が施工する場合の原材料支給につきましては、見込みより応募が少なかったことから、120万円を減額するというものでございます。

それから、その下の(5)圃場整備事業経費につきましては、中田万里地区圃場整備事業の工事請負費2,100万円、移転補償金700万円、合わせて2,800万円を減額するものでございます。これにつきましては、国庫補助金の減額交付に伴いまして減額するというものでございます。

それから、次の1の6ページをお開きください。

(6)の土地取得奨励金でございますが、これは509万5,000円を減額するというものでございます。内容につきましては、竹原工業・流通団地に進出しました企業に対し交付するというものでございますが、このたび進出企業の操業開始が遅れたことによりまして、平成27年度中の奨励金交付ができなくなったため減額をするというものでござ

います。

それで、1の1ページ、最初のページにお戻りください。

歳入でございます。

まず、一番上の農業費分担金、それから下から2段目の農業費補助金、それから農業債、これにつきましては中田万里地区の圃場整備事業の国庫補助金の減額に伴い、一番上の地元地権者の分担金また国の国庫補助金、それから農業債につきましてそれぞれ減額をするというものでございます。

それから、2段目の地方創生加速化交付金につきましては、先ほど御説明しました観光情報発信事業の経費に充てるというものでございます。

それから、3段目の中山間地域等直接支払制度負担金につきましては、対象の用地の減少に伴いまして減額をするというものでございます。

それから、1の7ページをお開きください。

繰越明許について御説明をさせていただきます。

観光情報発信事業につきましては、地方創生加速化交付金を活用しまして事業実施を計画しているものでございまして、事業の性質上、その実施に相当の期間を要し、翌年度も引き続いて実施する必要があるため、1,823万6,000円全額を翌年度に繰り越すというものでございます。

最後に、1の8ページに平成28年1月末現在の産業振興課の請負金額200万円以上の工事執行状況でございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 続いて上下水道課長、お願い致します。

上下水道課長（木村忠志君） 平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）について、議案第17号、議案等補足説明資料のページ2の4をお開きください。

一般会計からの繰出金については673万5,000円を増額補正するものでありますが、内容につきましては人件費に係るものであります。

次に、2の5ページにつきまして、平成27年度繰越明許費明細書であります。

繰越理由につきましては、当初管渠の老朽化対策としての設計委託を予定していましたが、同地区の浸水も解消するよう設計内容を見直したため、関係機関と協議を行った結果、その協議の中で整備方針の見直しが必要となった。その関係機関との協議及び整備方針の見直しに不測の日数を要したことから、年度内での業務完了が困難となったためご

ございます。財源の内訳でございますが、繰越予定額1,080万円のうち、国庫支出金540万円、地方債540万円となっております。

最後になりますが、2の6ページをお開きください。

平成28年1月31日現在、請負金額200万円以上の工事執行状況でございます。

以上で上下水道課の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 建設課長、お願い致します。

建設課長（大田哲也君） それでは、補正予算書の66ページからなのですが、説明につきまして補足説明資料で説明をさせていただきます。

まず、3の5ページをお開きください。

歳出より説明をさせていただきます。

まず、（1）の県道維持補修経費につきましては、県道の草刈りや道路の倒木、また動物の死骸処理等を主な業務としておりまして、県からの委託金の減額交付によりまして252万円を減額補正するものでございます。

次に、（2）の市道舗装改修工事につきましては、国の補助金を活用して市道の舗装改修を実施しておりますが、国の補助金が要望した額を下回ったことから、補助事業費805万円を減額するものでございます。

次に、県営道路整備事業負担金につきましては、県が実施する道路の整備費用の1割を市が負担するものでございますが、今回県営事業の進捗に応じて調整を行いまして、負担金568万円を減額するものでございます。

次に、3の6ページをお開きください。

橋梁維持改修工事につきましては、平成26年3月に策定を致しました橋梁の長寿命化修繕計画に基づきまして補修工事を行っているところでございますが、国庫補助金の額が要望した額を下回ったことから、事業費805万円を減額するものでございます。

（5）の県営港湾整備事業の負担金につきましては、竹原港、忠海港の整備費用の一部を市が負担するものでありますが、県営事業の進捗に応じまして負担金3,056万7,000円を減額するものでございます。

次に、本川排水機場維持管理経費として、ごみの撤去等の手数料80万円と委託料12万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。減の要因と致しましては、施設管理費の業務量の減と入札に伴う執行額の減に伴いまして減額補正をさせて頂くものでございます。

次に、3の7ページをごらんください。

(7)の県営急傾斜地崩壊対策事業の負担金につきましては、県が実施をしております急傾斜地の崩壊防止対策事業の一部を市が負担するものでございますが、事業の進捗に応じまして負担金480万円を減額するものでございます。

次に、8番目の県の急傾斜地維持管理経費につきましては、のり面の草刈り、水路の清掃等を市が委託を受けて行っておりますが、その委託金の減額に伴いまして170万円を減額補正するものでございます。

最後に、9番目の災害復旧費につきましては、平成27年度、幸いにも災害が発生しなかったことによりまして、委託料200万円を減額補正するものでございます。

次に、3の1ページにお戻りください。

歳入でございますが、国庫補助金につきましては、国の減額交付に伴いまして、道路橋梁事業分が384万円、道路整備事業分495万円、それぞれ減額するものでございます。

県委託金につきましては、減額交付によりまして、県道の維持管理費の委託金252万円、樋門管理業務の委託金202万2,000円、急傾斜地維持管理業務委託金170万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、3の2ページをお開きください。

道路橋梁債につきましては、事業の減額に伴いまして1,190万円の減、港湾債につきましては2,450万円の減、急傾斜地崩壊対策事業債につきましては430万円を減額するものでございます。災害復旧債につきましては、200万円を減額するものでございます。

次に、3の8ページをお開きください。

平成27年度一般会計繰越明許費について説明をさせていただきます。

県営港湾整備事業の負担金につきましては、竹原港の海岸保全事業において防波堤の設置に伴いまして国道185号の管理者である国土交通省との調整に時間を要したことから346万円の繰り越しを行うものでございます。

次に、3の9ページをごらんください。

急傾斜地崩壊対策事業の負担金につきましては、馬場病院の裏側の大井地区におきまして、工事用の道路の借地契約の交渉に不測の日数を要したことから90万円の繰り越しを行うものでございます。

最後に、3の10ページをお開きください。

平成28年1月31日現在の建設課が所管する請負金額200万円以上の工事執行状況でございます。

以上、よろしくお願いを致します。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） それでは続きまして都市整備課でございます。

平成27年度一般会計補正予算と繰越明許費と建設工事執行状況と、報告と致しまして住宅リフォーム助成制度の交付金の決定状況と、さらに竹原市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業の申し込み状況等について説明をさせていただきます。

それではまず最初に、平成27年度一般会計補正予算書の歳出から説明をさせていただきます。

補正予算書の70ページ、71ページが都市整備課の補正予算となっております。内容につきましては、補足資料の4の5ページをお開きください。

1番目の住宅改修助成金につきましては、住宅リフォーム助成事業で当初300万円を計上致しておりましたが、交付決定の実績が17件であったため、130万円の減額をするものでございます。

次に、2番目の立地適正化計画策定業務の委託料につきましては、コンパクトなまちづくりの推進のため当初589万7,000円を計上致しておりましたが、国庫補助金の減額交付に伴いまして200万7,000円の減額をするものでございます。

次に、3番目の都市公園の施設整備工事につきましては、バンブー・ジョイ・ハイランドの受電設備の更新のため当初4,450万円計上致しておりましたが、国庫補助金の減額交付に伴いまして1,273万4,000円ほど減額をするものでございます。

次に、4の6ページをお開きください。

4番目の県営道路改良事業負担金につきましては、国道432号と忠海中央線につきまして当初1,350万円計上致しておりましたが、事業の進捗に伴いまして750万円の増額をするものでございます。

次に、5番目の新開土地区画整理事業につきましては、当初計画していた国庫補助金、県の支出金、いわゆる公管金が減額補正となったため、それに伴いまして測量設計業務等の委託料を900万円、土地造成等の工事請負費を4,500万円、建物移転補償を1億600万円減額するものでございます。

次に、6番目の都市基盤整備基金積立金につきましては、新開土地区画整理事業内の保留地3カ所の売り払いに伴いまして都市基盤整備基金の積立金2,272万5,000円の増額でございます。

次に、4の7ページをお開きください。

7番目の施設整備工事につきましては、当初計画していた国庫補助金が減額交付となったため、工事請負費542万5,000円を減額するものでございます。

次に、8番目の公営住宅等の解体工事につきましても当初計画しておりました国庫補助金が減額交付となったため、工事請負費384万円を減額するものでございます。

4の3から4の4をお開きください。

歳出に伴う財源の内訳で、都市計画費、住宅費全体の合計として1億5,508万1,000円の減額補正でございます。

4の1から4の2ページをお開きください。

歳出の説明に伴う歳入の補正でございます。

歳入の国庫補助金につきましては、先ほど説明致しました公園整備事業の減額分675万円と立地適正化計画の策定に伴う集約都市形成支援事業の減額分95万5,000円と新開土地区画整理事業の減額分4,430万2,000円と市営住宅の国庫補助事業の減額分384万円の合計5,584万7,000円の減額補正でございます。

次に、県の支出金でございますが、土地区画整理事業の公管金で予算額1億2,600万円に対して7,000万円の交付となったため、5,600万円の減額でございます。

次に、財産収入については、保留地売り払い金の2,272万5,000円の増額補正でございます。

次に、市債として公園事業債が640万円の減額、県営事業の負担金に伴う街路整備事業債が660万円の増額、土地区画整理事業債が3,630万円の減額、住宅施設の整備事業債が300万円の減額で、合計3,910万円の減額補正でございます。

次に、4の8ページをお開きください。

平成27年度の繰越明許費で、こちらは県営事業の忠海中央線道路改良事業等について関係地権者との用地及び補償交渉に不測の日数を要したことによりまして年度内に事業を完了することが困難となったため、県営事業負担金として事業費2,100万円のうち993万4,000円を繰り越すものでございます。

次に、4の9ページをごらんください。

新開土地区画整理事業につきましても、移転補償費の交渉に不測の日数を要したことによりまして年度内に移転完了が困難となったため、移転補償費として事業費9,950万円のうち530万円を繰り越しするものでございます。

次に、4の10から4の11ページをお願い致します。

平成28年1月31日現在の請負金額200万円以上の都市整備課の建設工事執行状況でございます。

引き続き報告よろしいでしょうか。

委員長（高重洋介君） はい、お願いします。

都市整備課長（有本圭司君） 次に、報告として住宅リフォーム助成事業の交付決定について説明をさせていただきます。

4の12ページをお開きください。

1月31日現在で窓口、電話の問い合わせは11件ございまして、応募が19件、そのうち取り下げが2件ございまして、交付申請が17件、交付決定が17件でございました。

申し込み種別と致しましては、高齢者が18件、子育ては0件で、高齢者障害者が1件でございます。

契約額は2,650万8,744円で、平均155万5,338円、補助対象費用は2,330万5,852円で、平均で137万932円、補助額が126万6,000円で、平均で7万4,472円でございます。

補助額に対する割合ですが、契約額が約21倍で、補助対象費用が約18倍という状況でございました。

続きまして、子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅の状況について報告をさせていただきます。

まず、本住宅につきましては、少子高齢化が進展する中で、次代を担う若者や子どもの定住促進を図ることは持続可能な町を形成する上で重要な施策の一つとして考え、コンパクトな住みよいまちづくりの実現と子育て世代の中心市街地への定住を促進するため、民間が建設した住宅を市が借り上げ供給をする事業として、現在木造3階建て9棟の賃貸住宅を整備中でございまして、平成28年3月下旬に完成する予定でございます。

当該住宅の入居の募集につきましては、平成28年1月5日から2月15日までを募集期間として広報紙やホームページの掲載、新聞の折り込み、ポスターの掲示、フェイスブ

ックの活用などを通じて様々な方法で周知を図るとともに、2月7日と14日には現地見学会を開催致しております。この現地見学会では、2日間で42組120名の参加がありまして、また募集期間の問い合わせは50件あり、申込件数は2件となっており、これにつきましても1件は取り下げ、1件は入居資格要件を満たさないものとなったところであります。

この要因の一つと致しましては、広島県の子育てスマイルマンションの認定を受け、子育てに配慮した本住宅の特徴やよさが十分に伝わらなかったのではないかと考えており、今後の取組として見学会でのアンケート調査の意向等を踏まえまして、ここでちょっと事前にお配りしたパンフレットをごらん頂きたいんですが、こちらのパンフレットの裏側の右側の中ほどになりますけど、入居要件をごらん頂いて、こちらに妊娠している者がいる世帯を新たに加えたことや、月額所得の38万7,000円から48万7,000円に拡大することなど、入居資格要件の拡充を図りまして、2月18日から3月16日まで現在2次募集を行っているところでございます。

周知の方法と致しましては、引き続きホームページ、フェイスブックによる情報発信、1次募集時に参加された見学者に対しましてもダイレクトメールの発送、また住宅が完成した形での見学会を来月の3月6日と13日に開催を予定致しております。

さらに、先週の19日から市内と東広島や三原市の企業、商業施設、病院、保育所等にも訪問致しましてポスター張りとかチラシの配布、市内のショッピングセンターでのビラ配りなどを職員により行っているところでございます。今後も子育てスマイルマンションの認定を受けた本住宅の特徴やよさが十分に伝わりますよう、様々な取組を行ってまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） それでは、質疑のある方は挙手にてお願い致します。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、1の4のこの農林水産物の未来創造プラン策定委託料の減額補正について、ここに書いてある国の採択が得られなくて事業規模を縮小したという説明がありました。その販売力強化のプランということで補正予算に関わる竹原市の販売力を強化するということでしょうかから、この縮小による影響というのはどういった物産というのか、どういった竹原市の農水産物の影響が出ているのかなど。この縮小によってどれだけ影響が出ているのかなどということを知りたいし、なぜこれこういう不採択になっ

たのかと、採択を得られなかったのかという2つの点をお尋ねしておきたいと思います。

それから、3の7の急傾斜地という、その維持補修に関わるところですけども、確認しておきたいのは、竹原市で1戸以上の人家があるところの急傾斜地が何カ所あって、それでこれちょっと減額補正になっているんですけども、今年度の予算で何カ所整備されたというんですか、それは全部で1戸以上の人家がある急傾斜地が例えば100戸あって、これで50戸で終わっているんよと、そしたら50%になると思うんですが、そういう竹原市の状況をお尋ねしておきたいと思います。

それから、それに関係して8番のこの急傾斜地の維持管理です。特に人家があるところを私はちょっと心配しているんですけども、ここは確かに県が減額補正したから減額しましたよという、さっと流していいのかなというのが大変私は気になるところなんです。ですから、少なくとも最低限として急傾斜地の分で人家があるところの分は完全にといいますか、維持補修の管理が、水路とか排水溝のいろいろ維持管理といいますか、そこなんかは人家があるところは少なくとも最低限維持補修されているよということに理解してよいかを確認をしておきたいというふうに思います。

それから、次は4の5の住宅助成、改修助成に関わる減額補正であります。先ほどの説明の中でも契約額に対する補助額というような、私らは経済効果という言い方をしているんですけども、その説明もありました。それで、こういった減額補正の最大の理由です。普通そういう制度をつくったけれども、一般的に需要がないから減らすよというようなのは当然あり得ると思うんですけども、私は前の一般質問でわざわざ取り上げました。これだけさっき経済効果が20倍とか書いてあるけれども、今考えられる竹原市の中での仕事、働く場所、雇用創出の最も効果的な制度じゃないかなということを繰り返し言ってきて、それでこの減額補正というのは不思議でならないんです。よそのところへ行ったら、もう増額補正するぐらいのところはいろいろ出てくるんですけども、竹原市の場合は逆行の措置が行われているから。

それで、私は前に質問したように、この制度を知らないんです。市の方に言うたら、業者には言っているよと、そしたらどこが悪いのかというような感じで、市民が十分徹底すること自体が、徹底してからこういった、そりゃもう飽和状態で減額するというんなら、わかりましたと言われるけども、これだけの経済効果があって、私の例では制度が十分周知してなくて、せっかくあるのに使えないと、そこは100万円の公共下水道の接続がかかっているんです。そこで10分の1だったら10万円です。それは一定のやっぱり支

援策になると思うんです。それがやっぱりなかったというたら、市民の人はもうがっかりくるし、怒るよね。業者はどうなっているのかと、市はどうなっているのかと、本当に徹底しているのかという説明責任がきちっとあなた方はあるはずなんだけれども、減額補正はもうもってのほかだと思います。ですから、こういった減額補正の最大の理由と今後の対策はどうするのかということも明確にやっぱりお示し頂きたいと。

それから、次は4の6の(6)の都市基盤整備の積立金のところです。ここで保留地処分金、区画整理事業の関わりだと思うんですが、ここの補正が2,272万5,000円という、これは保留地処分金の総額だとは私は思うんですけれども、また違ったら説明してください。ですから、この保留地処分金が2,272万5,000円、これは何平米、何坪になるのかと。平均、あそこでいくらぐらい売れたのかということをお示しをして頂ければというふうに思います。

こっちもいいですか。

委員長（高重洋介君） 全部、はい。

委員（松本 進君） これはちょっといろいろあるんだろうけど、ちょっと一言言うと、借り上げ料です。市が、ちょっとこの間の新聞を見てびっくりしたんだけど、あきの分はリスクがあるから、承知でそこは対応するんよという、ちょっとこの間説明があったが、現在では全部空いているよね。だから、信じられないことだけれども、あなた方は自信持ってやってんだけど、やっぱり現在の時点では100%空きになっている、逆に言うたら。ですから、市が借り上げ料として27戸、またほかにいろいろあるのかもわからないけど、27戸借り上げる市の負担は幾らになるのか。

それで、あと補助金とかいろいろあるのかもわかりませんが、それは入居条件であるのかもしれませんが、そういった市の負担が幾らになるのか。今回みたいに100%空きというのか、申込がなかったというのが起こっているわけじゃから、そこはどういうふうに責任とるのかという思いです。ここはやっぱり明確にしておかないといけない。

それから、この表を見ていると私は大変気になるのが、収入基準です。収入基準が高いんじゃないのかなと思って、収入基準、年収早見表がここにありますよね。3人の家族、夫婦と子ども1人という意味でしょうけれども、そういう3人家族で年収が、一番下の例を見ても399万6,000円、約400万円です。それから、上が860万円というのがちょっと信じられんけれども、要するに子ども1人で若い人というたら、早く結婚して子どもできるということもあるでしょうけれども、通常はやっぱり25,6歳、30歳までに

結婚されて、子どもが1人ぐらいできて、あとはその年収が400万円ですよ、そういうふうな想定でしょう。今度は子どもが1人できる、そしたら450万円です、一番下の分、447万円。それで、3人できたとしても500万円ですよ、494万円か。500万円の収入の人が対象になりますよね。一番下の低い収入の分で見たら。

だから、ここはちょっとこの想定がやっぱりこれに対象する、竹原市の若い人の収入のレベルなのかなということについての認識はどうでしょうか。

委員長（高重洋介君） 順次お願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（桶本哲也君） それでは、質問とちょっと答えが逆になりますが、まず地方創生交付金がなぜ不採択になったのかというところから御説明させていただきます。

まず、この交付金につきましては、平成26年度の国の補正予算に盛り込まれたものでございまして、基礎交付分として1,400億円、それから上乗せ交付分として300億円、合わせて1,700億円の予算計上をされたものであります。

このたびの補正予算で減額をさせて頂くものにつきましては、この上乗せ交付分300億円の活用を図ろうとしていた事業でございまして、昨年の9月議会におきまして議決を頂いたというものでございます。

この交付金につきましては、事業分野ですとか、事業の仕組み、内容、また先駆性など、国が示した基準を満たす必要がありまして、本市としましてもそうした採択基準を満たした上で事業に対する必要性を伝えられるように努めてきたところではございますが、結果としましては残念ながら採択をされなかったという状況でございます。国は不採択の理由については明らかにされておりませんが、この交付金の予算額300億円に対しまして、申請件数が1,155件、417億円の申請がございまして、そのうち445件が不採択になったという情報提供は受けているところでございます。

それから、このプランの策定につきましては、1次産業の販売力強化を目指した経営プランを策定するというようなところでございまして、国の交付金が不採択というふうになりましたので、単市予算で取り組むこととしたところでございます。現在今取り組んでいるところでございます。

それで、今回は1次産業農林水産業の中から漁業について取り組んでいこうということにさせて頂きまして、必要最小限度の経費を執行させて頂きたいというふうに考えたところでございます。それで、その漁業、水産業を選んだ理由としましては、非常に今現在水

産業も大変厳しい状況であるということと、今芸南漁協さんの方で新たな取組としまして海ブドウの養殖試験を行っているということ、それから市内には漁業協同組合さんが1組合ということでございますので、経営等の調査もできるというようなことから取り組むということにさせて頂いたところでございまして、今後の新事業も展開も見込めるということから、この事業が1次産業の支援モデルとなるように取り組みたいというふうに考えております。

プランの策定に当たりましては、中小企業診断士などの専門家の視点から経営面ですとか、先ほど申しあげました新事業の展開ですとか、新商品の開発、販路の開発、こういったところの具体的な展開を踏まえた計画になるように現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 急傾斜地の御質問で、まず箇所についてでございますが、急傾斜の崖崩れのおそれのある箇所というのは、地平面に対しまして角度が30度、高さが5メートル以上あるということを一義的に全て崖崩れの箇所と定義づけております。また、崖の中にも自然崖と人工的にできた崖地がございます。竹原市地域防災計画の中では、箇所としては324カ所とかなり多く箇所を保有しております。

その中で、竹原市の整備の状況でございますが、この急傾斜事業を行うには、まずは区域指定をするということで、その条件が高さが5メートル以上、戸数が5戸以上というのがございます。こちらを区域を指定しまして整備をしていくと。今竹原市では79地区を指定をしております。この地区につきましては実施済み、また現在実施をしております。

人家があるところの維持管理ということでございますが、今回県から委託を受けた箇所については、先ほど申しあげましたように区域が指定してあるところの草刈りであるとか、水路の掃除、そういうものを委託を受けてやっております。委員さんの御指摘の1戸の維持補修ということでございますが、こちら民地でもございます。それはおのおのの家の方が自分の土地として維持補修をされているという状況でございます。

以上です。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、1点目の住宅改修助成事業の減額130万円の理由と、それから今後の対応、取組という御質問がございました。こちらにつきましては、住

宅改修助成事業130万円を減額する主な理由と致しましては、先ほども説明致しましたが、当初予算で1件当たり10万円で30件分の300万円を予算措置しておりましたが、1月時点の申請が17件ということで170万円を見込んだものということで、残った分につきまして130万円を減額補正したという状況でございます。

それから、あと周知の方法でございますが、周知の方法につきましても市のホームページとか広報とか、あと市内の業者さんに向けてダイレクトメールというものを一応発送しているんですが、今回そういったことがあったということで、下水道の接続についても以前から啓発のチラシをつくっておきまして、カウンターの方に置いて頂いているのですが、今後はそういった申し込みがあったら、丁寧な説明をしながら一緒に連携して取り組んでいきたいというふうに啓発の面では考えております。

それから、今後の取組でございますが、事業効果の検証と対策等については、これまで行った、交付決定致しましたアンケート調査の結果とか、他市の事例なども参考にしながら今後も対応を検討していきたいというふうに考えてます。

それから、あと2点目の4の6ページの都市基盤整備基金積立金でございますが、こちらにつきましては、新開土地区画整理事業の保留地の処分金でございますが、この2、272万5,000円の内訳と致しましては、3カ所ほどございます。1カ所が面積が約198平米で、処分金が1,210万円でございます。平米単価に直しますと平米で約6万800円、坪単価で言いますと20万円でございます。それで、2つ目が約98平米で、こちらにつきましては処分金が約460万円で、平米単価がこちらは4万6,600円、坪単価で15万3,000円ほどでございます。もう一つは3区画目でございますが、3区画目については、面積が約106平米で、処分価格が約600万円、平米単価が5万6,360円、坪単価が約18万5,000円という状況でございますが、これらの3つの区画の保留地の処分金を合わせた金額がトータルで2,272万5,000円でございます。

それから、3点目の子育て住宅でございますが、こちらの子育て住宅につきましては、国の地域優良賃貸住宅制度というのを活用致しまして、居住の安定に特に配慮が必要な世帯ということで、居住環境が良好な賃貸住宅を供給するというところで、本市においては若者、子どもの定住促進と中心市街地へ若い世代が住めるようになるということで取り組んでおきまして、子育て世帯ということで進めている事業でございます。

この事業につきましては、一応市が20年間一括借り上げをするということでございま

して、市の負担は幾らかということでございますが、18年度に借り上げ料として約2,500万円ほど計上をさせて頂いております。現在、先ほどの説明の中で、申し込みはございませんが、現在2次募集に向けて様々な方法で取組を致しておりますので、入居して頂けるように引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、収入基準でございますが、チラシの中の目安として年収が載っておりますけど、先ほどの地域優良賃貸住宅制度の世帯の所得ということで15万8,000円というラインを実は引いております。このライン設定というのは市営住宅、いわゆる公営住宅の基準が15万8,000円以下ということになっておりますので、この地域優良賃貸住宅については15万8,000円をラインと致しておりますが、括弧書きであるのは、子どもさんが3人以上いる場合は控除の関係で、年収があっても子どもさんの数が多いことで控除を引かれるということで、3人以上いる子どもさんについては月額所得を13万9,000円まで引き下げております。そういう状況で取組を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 農林関係はちょっとよしとしまして、急傾斜の分です。ちょっと私がここであえてお尋ねしたのは、急傾斜地の崖崩れ一般論というんじゃなくて、それは今ちょっと言われたとおりです。そして、指定をして、5メートル5戸を指定してやるということは知っているんですが、私がここであえて聞いたのは、わかりやすく1戸以上の指定するしないは別として、1戸以上人家がある崖崩れが全部で324カ所ならそれでいいんですけども、何カ所あるのかと。そして、その中の整備基準がいろいろあるんでしょうけれども、1戸のところはさっきの指定区域の対象外ですから、ずっと整備しないということになるのかどうか分かりませんが、要するに1戸以上の人家があるところの危険箇所が何個あるのか。その整備したところは何カ所整備したのかということをもう一度ちょっとお尋ねしておきたいと。

それから、2点目の急傾斜地の維持管理というんですが、県からどこどこをやりなさいという指定を受けて維持管理をやる、それもまた減額ということですから、全部できていないんじゃないかなという心配もあるんですが。特にその中で人家があるところでの急傾斜の維持管理は待たなしでやらないと危ないというのは前からもちよと言っているとおりになんですけども。特に急傾斜の水路の関係とか、水抜きのとこへ木が生えているという

のは前に言いましたけども、忠海のところしょっちゅう見えるから、ああいうところに生えている木を抜かないと、急傾斜の斜面のコンクリートが破れるじゃないか、壊れるじゃないかということを含めて指摘しました。ですから、人家のあるところは要するに全て維持管理はオーケーというふうに言えるのかどうかを簡潔にちょっとお答え願いたいと。

それから、住宅の改修の件で、私はそのカウンターに置いているよとか、そういう問題ではないと思うんです。私の現場の声を伝えたでしょう、一般質問では。そこの年配の人などは制度を知らなかったというんです。それで、制度を知らなかったから業者に確認したんです。そしたら、業者もその時は教えてくれなかったとか、知らなかったとかという結果として業者からはその施主にはこの内容が伝わってないんですよ、いずれにしても。

ですから、そこはカウンターに置いているとかという分だけで、そりゃあホームページやっているよとか、それだけでは極めて不十分だと。年配の人なんかはパソコンなんかはやってないかもわからんしというのがあって、前に我々が兵庫県に視察に行った時、やっぱりこれ住宅改修の制度をつくる時に、関係業者を集めて説明するんです、関連業者を集めて。パンフレットを置いて、おまえ見とくと、そういう殿様みたいな感じの分じゃなくて、業者を集めて丁寧に説明して、この制度を使ってもらうようにしてくれと。それで、その時ちょっと説明受けたので私が気になっているのが、言葉がちょっと違うかもわかりませんが、この制度を使ってあんたらもうけてくれというような趣旨のことも言われるんです。それはすばらしいなと思いました。その業者の方も儲かる、そしてこの改修した人なんかも快適な住まいになる。だから、いろんな経済効果が高いというのがいろいろ言われとるんですけど。

ですから、その部分は今までのパンフレットを置いているとかというだけではいけない。業者を今からでも集めて徹底してからこの制度があるよという周知徹底してくださいよ。それでも利用があって、飽和状態でもう使う人がいないのよというんなら、誰でも減額補正応じます。そこは部長どうですか。説明会できちっとやってくださいよ、それ。

それが1つと、それで私も気になるのは、今年度末で例えばAさんという人なんかは制度を知らなくて、10万円が補助がおりない、もらうことができなかった。制度の仕組みはそうです。申請主義だから、申請してから確認して、工事をスタートしてから補助が出るというようないろんな手続がありますよね。しかし、こういう場合は利用者も申請したいんだけど、知らなかったということですから、私は今からでもやっても、全然また過大にごまかしているというのは論外ですけども、おそらくそういう今までの工事、設計

書とかいろんなやっぱり確認できることがあれば、何年までもさかのぼれば一番いいんでしょうけども、せめて今年度のそういう周知徹底がうまくいかなかって、それは減額している補正予算するぐらいだったら、さかのぼってでも適用できないのか、それが違法なんですか。私はおかしい、市長の決裁でできないことはない、システム的には手続上はちょっとそうですよ、順序は違うんだけども、しかしこの適用の趣旨を理解して市長の決裁ではおそらく違法ではないんじゃないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

それから、若者住宅の件でちょっと言っときますと、1年で2,500万円というのが、是非この負担が本当にゼロになるように、あと何日かは知らんけども、頑張ってもらわにゃいけない。そりゃあ、本当大変ですよ。こんなにいっぱいいろいろ批判などがある中でこうやってから、誰が責任とるんかというようなことになりますよ、みんなが聞いたら。

だから、それだけやっぱり重大な問題だというので、それよりはやっぱり実際そこに入ったとこに家賃を補助してやるんが私は筋論だと思うんです。民間住宅の活用するんならよ。私はいろんな市の雇用促進住宅なんかを言ったことあるけど、もしそういう民間住宅の活用なら、相生市なんかやっているような、入っている入居者に対して直接そこに多い方がいいけども、子どもが多い方にはそれだけ多く補助するとかというような施策をどこでもやっていますよね。こんなに一遍に借り上げてやる、どこがあるのかというんがちょっとあるから。だから、そこはやっぱり早急に改めるべきじゃないんですか。そうしないと、市民に説明が私はできませんよ。そりゃあ、100%入っているというのなら、努力の分はしてもらわないといけないというのはわかるんだけども。

その点なんかをもう一回と、それとあと収入の問題はやっぱりさっき言った1人の子どもで400万円の収入が入れるよというんで、400万円の若い20代の人でそういった竹原市の賃金水準は大丈夫だということですか。だから、何でこういう入らなかったんかなというのが逆に言うたらどう考えているのですかということを知りたい。

委員長（高重洋介君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、急傾斜で人家がある1戸以上のところの対策ということで、この急傾斜地対策事業は5戸5メートル以上という基準がございます。また、この事業以外にも国土交通省の方では砂防事業、先ほどの急傾斜事業、農林水産省の方では治山ダムであるとか、山腹のり面の崩壊事業、また1戸でも対応ができる小規模崩壊対策事業、いろいろな事業がございます。そうしたところで、その地域、その家に合った形で5

戸5メーター以上でないからできないでなくて、いろんな事業メニューを勘案して今後安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、リフォームの件でございますが、リフォームにつきましては、竹原市子育て・高齢者・障害者安心住宅改修助成事業募集要項の中に、工事の着工は交付決定後の通知後となりますと、通知前に工事をした場合は補助金を交付することができませんというふうに一定に要項で定めておりますので、この要綱に基づいてこの助成制度というのを執行しているということをまず御理解して頂きたいというのが1点と、もう一点の周知につきましては、やはり周知徹底できるような手法をちょっと検討致しまして、先ほども言いましたけど、下水道課との連携も十分図りまして、ただカウンターにチラシを置いてくだけじゃなくて、もしそういう申し込みがあれば、丁寧に声をかけて、こういう助成金もありますということで啓発をさらに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） 先ほどの住宅リフォームの周知の件でございますけど、松本委員さんからも御指摘を頂いたところでございますけど、その周知の方法につきましては、再度私どもの方でもより周知ができる、また業者さんにも知って頂けるような方法ということでもっと考えさせて頂き、検討させて頂きたいというふうには思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、子育て住宅の関係でございますけど、このような第1次募集につきましては、こういった結果になっておりますが、現在2次募集を2月18日から3月16日までということでさせて頂いております。2次募集につきましては、1次募集の際のいろんなアンケートなどもとりまして、そういったものもございますけれども、一つは国の方の地域優良賃貸住宅制度の改正が1月末にございまして、そういったものの中で拡充できるもの、取り込めるものについては拡充をさせて頂く中で、より入居資格要件を拡充する中で募集を今致しているところでございます。これにつきましては、100%入って頂くというのが我々の目標でございますので、そこへ向けまして周知等に今一生懸命取り組んでいるところでございます。

子育てスマイルマンションの認定を受けておりますので、いわゆる子育てに対して配慮のある住宅の設備でありますとか、環境でありますとか、あるいは集会施設があるとか、エレベーターがあるとか、遊具があるとかというような、そういった面を1次募集の時はまだ現地が十分できてなかったというようなこともありまして、そのあたりのよさが十分伝わってなかったというようなこともあるというふうに思っております。そのあたりのこの子育て住宅の売りの部分をしっかりPRさせて頂く中で入居して頂けるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最後にしますけども。

急傾斜の分で私が言ったのはちょっと違うんです。1人1戸以上ある急傾斜地の危険箇所は何カ所あるんかと。そこは何ぼ整備したのかというんで、その指定を5戸以上とかそこへ住んどるとかということを知るとんじゃないんです。竹原市内の急傾斜の人家が1戸以上あると何カ所あるのかと。そこは何カ所整備しているのかということを知っているわけです。それ今出せないんなら、後でもいいですよ、またすぐちょっと報告してもらえればというふうに思いますし。

あと、住宅改修の件の分で、あえて私がここで言ったのは、手続はそうですよ、確かに。要綱では申請主義だから、申請して市が確認して適正だったら補助金をおろすというのは、それはルールですよ、それはお互いの。しかし、私がここであえて言ってるのは、市の方が周知徹底ができてないと、これ市民のおまえらが知らないのが悪いんよというような見方をされては、市の信頼関係にもう大きな傷がついているわけです。だから、私が違法じゃないのなら、ルールはそうだけでも、市の方が断りを入れるかどうかは別として、ちゃんとこういうルールで、本来はルールなんだけでも、市の方の徹底ができてませんでしたと、今からでも、確認は要るんでしょうけども、本来はルール適用外かもしれないけども、今年度の分はそういう手続上、手続というのか、その工事をやったとか、その確認ができたなら、やっても違法なんですかね、要綱は知ってますよね。だから、あえてくどく聞きようるわけ。

だから、もう違法になって、要綱はすぐ変えりゃあええじゃないですか、市長の決裁ぐらいどこでもできるわけだから。市長の決裁があれば、いつでもできることだから、要綱は。だから、あえて言っているわけです。それは全然もう法から外れたようなことを言うのなら別だけでも、市の方が周知徹底がやっぱりできてないということの一つの反省とい

うのか、対価として今からでもできるんじゃないかと、対応してから補助金を出せるんじゃないのかなということについても再確認をしておきたいと思います。

それから、最後の住宅の分は、現実はそうなっているのだから、やっぱり厳しく反省してもらわないといけないし、見直しをしてもらわないといけないけども、あともう一つは経済的な理由も大きくあると、入居者から見たらよ。竹原市の若い子育ての世帯で、さっき言った400万円の年収、私は今度は2人とかといたら、400いくらになるのか、450万円になるのか、だからそういう収入設定そのものが高過ぎるから経済的に負担が追いつかない、家賃の助成があった人も、収入の設定自体が高いから入りたくても入れない、そこにやっぱり大きな原因もあるんじゃないのかなと思うんですが、そこは全く経済的な分は関係ないと、ただ周知徹底が悪かったから、今から周知徹底したら、あらゆる努力して周知徹底したら4月1日からは入居が全部100%まで行くかどうか知らないが、9割ぐらいまでは行けるよという自信があるんですか。

委員長（高重洋介君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 1戸以上の危険箇所につきましては、確認させて頂いて後日報告させて頂きます。

委員長（高重洋介君） 都市整備課長。

都市整備課長（有本圭司君） まず、住宅リフォームの件でございますが、周知徹底できてないんで、手続的なものを改正して何とか交付できないかというような御質問がございましたけど、やはり交付金というのは、一応公正公平に執行していきたいという一定のルールがございますので、そういったことで一応補助金については着工前にした分については交付できませんというようなことになります。

周知については、引き続き検討させて頂いて、周知徹底できて、なおかつせっかく予算も組んでいるわけですから、皆さんが十分利用して頂けるように取り組んでまいりたいというふうに考えています。

それとあと、子育て住宅の件でございますが、子育て住宅もいろいろ若い人から御相談もございまして、先ほど来説明致しておりますように、ここの収入の基準というのはあくまでも年収でございまして、これを月額所得に直しますと15万8,000円というラインがあって、15万8,000円以内でしたら、公営住宅、いわゆる市営住宅に入れるので、それ以下の人は一応市営住宅に入れますよということで、今回市営住宅の方にも募集をかけておりましたので、そちらに募集して頂いたケースもございまして。

それからあと、こちらの地域優良賃貸住宅制度というのは、ある程度中堅所得者向けの一応住宅ということで取り組んでおりますので、若い世帯である程度一定の収入がある人を対象に今回取り組んでいるということでございます。

そういったこともあるので、さらに再度状況、今アンケート調査とかいろんな相談も実は受けております。そういったことを踏まえて見直しできる分については見直しを検討していきたいというふうなことも考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 是非100%入れるように、あとちょっとしかないか知らんが、頑張ってください。

それで、住宅改修の件で、是非やっぱり副市長に事務最高責任者として聞いておきたいのは、私違法なことをしなさいと言っているんじゃないんです。要綱だから、市長の決裁なり、いろいろ変えられるわけであって、その変える内容についても手続はそうなんです、確かに。申請して工事をやるのかどうか、あと確認して出すというのはルールなんです。しかし、私はその前提が崩れているから、周知徹底がされてない、そして市民の方は本当にもう怒ってますよ、そりゃあ本当に。そんな制度があったのなら、何で業者に、私たちに教えてくれないのかということが、それは100万円の工事で10万円来るんですけども、しかしここは最後に副市長に聞きたいのは、要綱がそう決まっているから、それは私は変えられると、すぐ、思うし、しかし手続はそうなんだけども、手続を踏みにじって、何もかにも違法行為をしろというのとはわけが違うんじゃないかと。今からでも市がきちっとその対象者には補助金が出るような仕組みにできるんじゃないかなと、それが違法なんですか。そこだけ最後に聞かせてください。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 現在運用しております要綱等につきましては、それを遵守するという部分が基本的には大事なことだというふうに考えております。

例えば制度等を変える部分につきましては、その状況等を見ながら検討した上で変えていくべきだというふうに考えておりますので、今回の部分の事案が周知が全くできていなかったのかという部分については、論点がいろいろとあるところだと思いますので、その部分についてはちょっと今の段階ではお答えできません。

委員長（高重洋介君） その他。

宮原委員。

宮原さん、マイクをお願いします。

委員（宮原忠行君） 済みません。先ほど松本委員との議論の中で、地方創生先行型の交付金、これが交付決定を受けられなかったという点についてちょっと指摘なりをしておきたい思うんですけれども。

ちょうど1年前の3月議会において、その時もう既に石破地方創生担当大臣等を通じて、今回の地方創生交付金は従前のようにいわゆるばらまき交付金ではないですよと、地域の特性を生かした創意ある意欲と実践、そしてその計画が実際に効果測定ができるものでないと交付金はつけませんよと、こういうことだったわけです。ですから、そういう政府の方針が表明されている中で、竹原市としてどうされるんですかという一般質問をさせて頂いたわけです。そして、当時の、前任になりますけれども、企画政策課長は竹原市総合計画の後期計画がありますから、それで十分備えておりますから、その点については御心配なくというような、こういうことだったわけです。しかし、結果としてそれが交付の決定を受けられなかったというのはまさに内閣府において、そのことが竹原市の特性を生かした創意ある施策として効果をはっきりと確認できるという計画ではないということで、門前払いというか、採択をされなかったんじゃないかと、こういうふうに考えているわけです。

このように考えてよろしいのかどうかについての見解をお示し願いたいということと、もう一点、時間も迫ってきておりますから、区画整理に関わって、ちょうど1年前、副市長は前任の後藤部長の後を受けられて、区画整理がいよいよもって計画事業年度も間近に迫ってきたと、そしてそうであるがゆえに、積極的かつ大胆にこの事業を進めていくための補助申請活動を行ってまいりますと、そして同時にそれを行った結果、これだけの予算が、補助金の、そしてまた同時に公共施設管理者負担金、いわゆる公管金についても予算計上させて頂きましたと、こういうふうに説明をして頂いたわけです。それで、その当時は私の方も今の432の東側について一日も早く接続を下さいよと、これが大きな事業進捗の大事なポイントになるんじゃないんですかということを申し上げてきました。そして、何とか当事者の御努力と御理解、御協力によってそれは実現できてきた。にも関わらず、こういう結果です。この減額しているわけだから。

そうすると、事業の終了年度へ向けて、おそらく今のこの調子だったら、事業年度の終了が難しくなってくるんじゃないかということも危惧せざるを得ない状況です。そうなん

てくると、果たして補助金とか等々が、言えば事業を進めるための財源が計画どおり確保できるだろうかという心配が出てくるわけです。そうすると、やはりこういう結果になったことを踏まえて、もう時間が多くありませんから、当時の担当部長また現時点における事務担当の副市長として、この時点をどのように捉まえて来年度の予算、これから話しなければなりませんけれども、事業の執行に向けてどのように努力されていく決意であられるか、ちょっとお示し願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） まず、前段の農林水産アクションプランの部分につきましては、今おっしゃられるように全体の交付金の要項の部分の中で、地方の独自性をいかに出していくのかという部分が重きを置かれているという部分でございます。さらには、その計画の中にどういうふうな形で自立していくのかという部分という形の大きな2点の部分の論点があったのではないかとこのように思います。我々の方としましても、農林水産業の部分については喫緊の課題であるということで、例えば事業者の方々あるいは農家の方々がどういう経済状況あるいは運営状況になっているのかということも含めて、どういう展開をしていけばいいのかというような形で計画書をつくらせて頂いて、それがあ意味市の独自の考え方で、さらには発展的なものにつながっていくのではないかとこのように申請をさせて頂いたわけでございますが、全国の状況を見ますと、やっぱり農林水産業という部分につきましては、どこも同じような課題を抱えているということで、結果として独自性が見出せなかったのではないかなというふうに思っていますが、ただ、その部分についてはやっぱりやらなければいけないということで、必要な部分につきましては、減額補正という形になっておりますが、対応させて頂きたいという方向で進んでいるというふうに御理解頂ければと思います。

もう一点の区画整理事業の部分につきましては、今おっしゃられましたように、関係者の方々の御協力を頂きながら少しずつでも進捗しているということは事実でございます。ただ、予算的な状況という部分でいきますと、先ほどお話しさせて頂きましたように、全体的に交付金事業という部分が下がっていると。特に面整備の部分につきましては、大きく県内全体を見ましてもかなり低い状況で推移しているというのが事実でございます。とはいいいながら、我々としてもやっぱり効果が発現するためには、事業予算の確保というのが重要というふうに考えておりますので、公管金の部分を含めて、予算の部分につきましては一定の目途が立ってきたということもございしますので、満額つけて頂けるように私

どもとしましても働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 総括質問の時でも申し上げましたけど、やはり区画整理が進むことによって小売業の進出等、またそれが全てとは言いませんけど、ホテルの建設等もあったんでしょけれども、ある意味で言えば有効求人倍率も相当高いレベル、おそらく状況で言えば完全雇用に近い状況が出たと思うんです。そうしますと、やはりそうしたことが市民の皆さん、地権者は当然ながら、また市民の消費生活とかいろんな面で区画整理の事業効果というものが実感をして頂けるような状況が私出てきていると思うんです。

そうしますと、来年度予算はまだ見ておりませんが、是非ともそうしたものを踏まえながら何とか一番ベストは計画年度内の事業完工でありますけれども、仮にそれが難しくても、少なくとも何年先になるというようなことになるなら、また財源の問題等出てきますから、何としても今こうした市民からある程度、ある意味で言えば全市民的な理解が進んで、区画整理に対する好感度というのは相当高まっていると思うわけです。ですから、そういったことも踏まえて、しっかりと来年度以降の予算の確保と、その執行に向けて改めてその決意のほどをお示し願いたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 区画整理事業につきましては、市の中心部の重要な事業というふうに認識しております。今おっしゃられますように、沿道利用というような形の中でいろんな企業が進出しているというのは事実でございますし、有効求人倍率の部分もたしか1.05を超えているような状況になっているというふうなこともございますので、その流れを閉ざさないように面整備が進むように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） その他ないようでしたら、自由討議を行いたいんですが、休憩を挟んだ方がよろしいですか。

ちょっと3時半まで、3時半から。

それでは執行部の方は退席をお願い致します。ありがとうございました。

午後3時27分 休憩

午後3時29分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩を閉じて会議を再開致します。

事務分掌の変更が考えられることを踏まえまして、委員会の所管事務が変わりますので、26日開催の委員会で皆さんの意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。明日です、明日の委員会でお聞きしますので、よろしくお願い致します。

ほかにないようでしたら、初回はこの程度にとどめ、次回は26日金曜日の13時から会議を再開することにし、本日はこれにて散会を致します。

お疲れさまでした。

午後3時29分 散会